

寿都湾

☆ 議会だより

No. 189 令和3年5月
発行／寿都町議会
編集／広報編集委員会

寿都町字渡島町140-1（議会事務局）
TEL 0136-62-2511 / FAX 0136-62-3431

令和3年 第1回定例会

令和3年第1回定例会は、3月2日に招集され会期を15日までの14日間と定め、開会初日の2日は、町長から「町政執行方針」、教育長から「教育行政執行方針」の表明が行われた後、新年度の各会計予算を除く議案30件（同意案2件、意見案3件、発委1件、専決処分1件、条例の改正15件、単行議案2件、令和2年度各会計補正予算6件）を審議しました。また、条例制定案2件の提案理由の説明を受け、議員全員により構成された特定放射性廃棄物最終処分事業調査特別委員会（委員長 木村眞男議員、副委員長 越前谷由樹議員）に付託し延会しました。

3日及び4日に特定放射性廃棄物最終処分事業調査特別委員会を開催し、付託された条例制定案2件について審議の結果、議案2号の「寿都町における特定放射性廃棄物最終処分の精密調査に係る意見に関する住民投票条例の制定」については、修正案のとおり修正すべきもの、議案第3号の「寿都町電源立地地域対策交付金事業基金条例の制定」については、原案のとおり可決すべきものと決定し、特別委員会を開会しました。（副委員等の辞任に伴い、新たに友山大信議員を副委員長に選任）

8日は、特定放射性廃棄物最終処分事業調査特別委員会での審議結果について委員長から報告を受け、委員長から報告を受け、委員会報告のとおり議決したほか、令和3年度各会計予算7件の提案理由の説明を受け、議員全員により、構成された予算特別委員会（委員長 沢村國昭議員、副委員長 越前谷由樹議員）に付託した後、一般質問を行いました。

9日及び10日に予算特別委員会を開催し、付託された令和3年度各会計予算7件について審議の結果、いずれも可決すべきものと決定し、特別委員会を開会しました。

12日に本会議を再開し、予算特別委員会での審議について委員長から報告を受け、新年度各会計予算7件を原案のとおり可決し、全日程を終了して閉会いたしました。（各会計予算額はP2）



寿都小学校で行われた交通安全教室。安全な道路の歩き方や自転車の乗り方を学びました。

令和3年度 一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計予算

会計区分			令和3年度	前年対比(%)
一般会計			55億0700万円	6.3
特別会計	国民健康保険事業特別会計		5億9930万円	54.2
	後期高齢者医療特別会計		5550万円	7.4
	介護保険事業特別会計		4億3760万円	▲ 4.3
	計（公営企業除く）		65億9940万円	2.1

会計区分			令和3年度	前年対比(%)
公営企業	簡易水道事業会計	収益的收入	1億0362万9千円	
		収益的支出	1億1614万0千円	
		資本的收入	2294万1千円	
		資本的支出	4712万5千円	
	公共下水道事業会計	収益的收入	1億4247万3千円	
		収益的支出	2億0317万4千円	
		資本的收入	1億3858万0千円	
		資本的支出	1億3861万7千円	
	風力発電事業会計	収益的收入	7億0115万6千円	11.2
		収益的支出	4億1074万5千円	▲ 9.0
		資本的收入	12億4610万0千円	4053.6
		資本的支出	14億1055万6千円	628.5

※町政執行方針、教育行政執行方針、新年度予算の概要は町広報4月号に掲載。

審議した案件

人事案件

◆固定資産評価審査委員会委員の選任について

・吉田 豊通 氏

（歌棄町歌棄）

・槌谷 和幸 氏

（磯谷町鮫取淵）

の選任（いずれも再任）に同意しました。

◆農業委員会委員の任命について

・田中 直 氏

（湯別町下湯別）

・金木 修一 氏

（湯別町下湯別）

・石田 隆久 氏

（磯谷町鮫取淵）

・大森 繁之 氏

（湯別町下湯別）

・下田富紀子 氏

（湯別町上湯別）

・今田 祐治 氏

（黒松内町字中ノ川）

・鹿内 昭市 氏

（樽岸町樽岸）

の任命に同意いたしました。

意見案

◆核兵器禁止条約への参加・署名・批准等を行うことを求める意見書

（賛成4：反対4）

同数のため議長裁決により否決

◆高齢者の医療費窓口負担の現行1割の継続を求める意見書

（賛成3：反対5）

◆米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書

（賛成8：反対0）

※案文はP(4)に

規則の改正

◆寿都町議会会議規則の一部改正

本規則において、準拠しております「標準」町村議会会議規則において、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から産前・産後の欠席期間を規定、また、請願者

に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又

は記名押印とする改正を行なったことから本規則においても改正するものです。

補正予算

◆専決処分の承認を求めることについて

（令和2年度寿都町一般会計補正予算「第9号」）

（賛成8：反対0）

予算総額に1千560万円を追加し、総額を66億938万円とするものです。

●補正の主なもの

・商工費（緊急経済対策支援事業委託料）

1千560万円増

条例の制定

◆寿都町における特定放射性廃棄物最終処分の精密調査に係る意見に関する住民投票条例の制定

（賛成4：反対3）

「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づく「文献調査」が実施されてお

り、第三段階の「精密調査」に進む前に町民の皆様の声をしっかりと聴き、その意思を尊重するため住民投票を行うことを定める条例を制定する提案がありました。

特定放射性廃棄物最終処分事業調査特別委員会へ審議が付託され、委員会として原案どおり可決すべきと決定し、本会議で結果が報告され、委員会の報告のとおり可決されました。

◆寿都町課設置条例の一部改正

（賛成8：反対0）

総務財政課及び企画課の

薬物最終処分事業調査特別委員会へ審議が付託され、第二段階の「概要調査」前にも住民投票するとの修正案が委員より提出され、委員会として修正すべきと決定し、本会議で結果が報告され、委員会の報告のとおり修正し可決されました。

◆寿都町電源地地域対策交付金事業基金条例の制定

（賛成4：反対3）

公共施設整備や地域住民の福祉、利便性の向上を目的とした事業などに対する交付金が交付されることから、交付金の一部を積立て、今後の効率的な事業の推進を図るため、基金を設置することを定める条例を制定する提案がありました。特定放射性廃棄物最終処分事業調査特別委員会へ審議が付託され、委員会として原案どおり可決すべきと決定し、本会議で結果が報告され、委員会の報告のとおり可決されました。

事務分掌の整理に伴い、条例の一部を改正するものです。

度までの介護保険料を規定し条例の一部を改正するものです。

◆委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正……………

原案可決

(賛成8：反対0)

国指定史跡佐藤家漁場の保存活用を推進するための「旧歌葉佐藤家漁場保存活用計画策定委員」を新たに設置し、委員の報酬を定めるため、条例の一部を改正するものです。

◆寿都町簡易水道事業基金条例の一部改正……………

原案可決

(賛成8：反対0)

◆寿都町公共下水道事業基金条例の一部改正……………

原案可決

(賛成8：反対0)

令和3年4月1日より特別会計から公営企業会計へ移行することに伴い、条文の文言整理が必要となることから条例の一部を改正するものです。

◆寿都町介護保険条例の一部改正……………

原案可決

(賛成7：反対1)

介護保険法の規定で、保険料を3年ごとに見直すことになっており、第8期寿都町介護保険事業計画に基づき、令和3年度から5年

虐待発生又は再発防止のための指針の整備を義務付けるなど国の基準と同様に、条例の一部を改正するものです。

◆寿都町営住宅管理条例の一部改正……………

原案可決

(賛成8：反対0)

令和3年1月、住宅法施行令が改正されたことに伴い、入居者の選考規定について、条例の一部を改正するものです。

◆寿都町国民健康保険条例の一部改正……………

原案可決

(賛成8：反対0)

新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症による傷病手当金の支給規定について、所要の改正を行うものです。

◆寿都町定住促進住宅設置及び管理に関する条例の一部改正……………

原案可決

(賛成8：反対0)

新栄町及び渡島町で改修している定住促進住宅（新栄住宅A、新栄住宅B、渡島住宅）の完成に伴い、条例の一部を改正するものです。

◆寿都町簡易水道事業給水条例の一部改正……………

原案可決

(賛成8：反対0)

◆寿都町公共下水道条例の一部改正……………

原案可決

(賛成8：反対0)

令和3年4月1日より特別会計から企業会計へ移行することに伴い、3月分の使用料を決算日までに納めていただくため、使用料の徴収方法について所要の改正を行うものです。

単行議案

◆公の施設の指定管理者の指定期間の変更……………

原案可決

(賛成8：反対0)

公の施設である寿都町立寿都診療所の指定管理者の指定期間について、現行の「平成30年4月1日から平成35年3月31日まで」を、「平成30年4月1日から令和13年3月31日まで」と変更するものです。

◆財産の無償貸付……………

原案可決

(賛成8：反対0)

歴史的建造物である土蔵を活用し、食の魅力の提供

とともに地域の賑わいの創出と本町の観光振興を図ることを目的に、引き続き、北側土蔵を無償貸付するため、「財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例」の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

◆令和2年度寿都町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)……………

原案可決

(賛成8：反対0)

予算総額に659万5千円を追加し、総額を3億9千529万2千円とするものです。

◆令和2年度寿都町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)……………

原案可決

(賛成8：反対0)

予算総額に138万5千円を追加し、総額を4億6千385万2千円とするものです。

◆令和2年度寿都町簡易水道事業基金条例の一部改正……………

原案可決

(賛成8：反対0)

令和3年4月1日より特別会計から公営企業会計へ移行することに伴い、条文の文言整理が必要となることから条例の一部を改正するものです。

◆寿都町介護保険条例の一部改正……………

原案可決

(賛成7：反対1)

介護保険法の規定で、保険料を3年ごとに見直すことになっており、第8期寿都町介護保険事業計画に基づき、令和3年度から5年

減額ほか) 1千935万4千円減

・教育費(文化振興事業補助金の減額ほか) 104万3千円減

◆令和2年度寿都町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)……………

原案可決

(賛成8：反対0)

予算総額に659万5千円を追加し、総額を3億9千529万2千円とするものです。

◆令和2年度寿都町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)……………

原案可決

(賛成8：反対0)

予算総額に138万5千円を追加し、総額を4億6千385万2千円とするものです。

◆令和2年度寿都町簡易水道事業基金条例の一部改正……………

原案可決

(賛成8：反対0)

令和3年4月1日より特別会計から公営企業会計へ移行することに伴い、条文の文言整理が必要となることから条例の一部を改正するものです。

◆寿都町介護保険条例の一部改正……………

原案可決

(賛成7：反対1)

介護保険法の規定で、保険料を3年ごとに見直すことになっており、第8期寿都町介護保険事業計画に基づき、令和3年度から5年

◆令和2年度寿都町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)……………原案可決(賛成8：反対0)

予算総額から54万円を減額し、総額を1億8千898万5千円とするものです。

●補正の主なもの

・総務費(寿都浄水場中央監視装置改修工事費の減額) 54万円減

◆令和2年度寿都町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)……………原案可決(賛成8：反対0)

予算総額から1万円を減

額し、総額を2億714万円とするものです。

●補正の主なもの
・総務費(職員手当等の減額) 1万円減

◆令和2年度寿都町風力発電事業会計補正予算(第2号)……………原案可決(賛成8：反対0)

●収益的支出
・一般管理費(手当等の減額) 2万1千円の減額

●資本的支出
・建設改良費(風車2基新設工事委託料の減額ほか) 2億円の減額

意見書可決 関係大臣等へ送付

第1回定例会では1件の意見書を可決し、関係省庁へ提出いたしました。なお、内容を要約して掲載いたします。

米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大による需要の消失で、米の過大在庫が生じ、令和2年産米の市場価格は全国的に大暴落し、さらに緊急事態宣言などにより消費減少が止まらず、令和3

年産米のさらなる下落が危惧されています。

このままでは、多くの米農業者の経営悪化を招くことになり、流通業者、販売店など地域経済に深刻な影響を与えます。

コロナによる需要減少による過剰在庫は、政府の緊急買入れなど特別な隔離対策で市場隔離すべきです。

同時にミニマムアクセス米が毎年77万トン輸入され、40万トンから60万トンが飼料用に販売され、国産飼料米需要を奪っている

す。
国は、在庫が増えたバター、脱脂粉乳の輸入量を大幅削減し、バター、脱脂粉乳の過剰在庫対策をとっています。バター、脱脂粉乳同様に、ミニマムアクセス米の輸入量を減らし、在庫対策をとることが財政負担も少なく、最も有効な対策といえます。

よって、国においては、次の対策を講じるよう強く要望いたします。
1、過剰米を国が緊急に買入れし、過大な生産調整を回避すること
2、ミニマムアクセス米の輸入量を大幅に削減すること
3、過剰米を生活困窮者などへの食糧支援に活用すること
(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、外務大臣、農林水産大臣

6月に定例議会が開かれます

傍聴の際は、
新型コロナウイルス感染対策のため、
手指消毒とマスク着用にご協力を
お願いします。



日程等、詳しいことは
議会事務局へ
お問い合わせください。
(TEL 62-2511)

ここが聞きたい

一般質問

第4回定例会での一般質問では4名の方から8項目について質問がありました。

沢村 国昭 議員

行政 高レベル放射性廃棄物(核のごみ)最終処分事業について



■質問
それでは、一般質問させていただきます。

質問書22日に作っているんで少し進捗して進んでいるものもあるかというふうに思いますが、例えば、条例制定の関係とか全然そのときにはなかったんで、その関連の質問は一切入っていませんので一つ。

私は、町長にまず文献調査に応募した、経過など含めて、質問しておきたい、確認をしておきたい、こういう問題がございますので、質問をさせていただきたいというふうに思います。

町長、学習会というか勉強会だと思っております。

エネルギー勉強会をやってきたんですけど、議会議員も含めて、また、産業5団体と勉強会を行なってきた。

今一度、この勉強会と町長が言う高レベル放射性廃棄物(核のごみ)の最終処分地選定のための文献調査応募の関連性がまだ分からない。

この学習会というか勉強会というのか、ここにある資料1、説明資料の中に原子力発電環境整備機構(NUMO)です、この資料によると、説明会開催地域や自治体の皆様に調査や処分場の受入れの判断を求めするために実施するものではないと明確に書いてあるんですけど、ここに書いて

てあるんですよ。高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する対話型全国説明会資料、説明会開催地域や自治体の皆さんに調査や処分場の受入れの判断を求めるために実施するものではありません。こう明確に。この説明資料の中の学習会をやる前提条件は、文献調査だとか処分場を求めるための行動に起こすようなために学習会はある訳じゃない。したがって、資料の説明やいろんなものを含めて、内容と逆行しているんで、ちよつと説明をお願いしたい。

3番目は、町長は、核のごみの文献調査の応募について、これは、皆さんも御存じだというふうに思うんですけど、町民説明会や主要産業5団体、議会議員の意見を聴いて判断をしたいと何回も言つとたんですよ。だけど、住民説明会の町民の意見は大多数が反対だった。企画からもその説明会の内容を全部いただいておりますけれども、多くは反対だった。

二つ目は、主要産業5団体の8月26日の意見交換会、ものすごい揉めましたよ。さらに、9月29日の意見交換会、これも大多数が

反対で賛成は少数だったと。このことの二つの関係

さらには、三つ目は、議員への意見交換会、意見を聴取すると10月8日、町長は、冒頭挨拶しただけで、後はよろしくと言って、この全員協議会で議員の意見を聴くことを放棄しました。なのに議員の理解を得られたという根拠を示してほしい。町長は、個別に議員に意見を聴いて判断したというふうに思うんだけど、私には意見は求められて、議員個々人の状況を含めて、議員のその判断を町長はどう集約をしたのか、責任者ですから、是非、責任のある行動。単に議長に預けたただけでは、意味が通らない。これらの見解を、まず、応募する前提に当たつての私が少し気になつてるところを質問させていた。きたい。

次にですね、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律について、少し触れた。この法律は、何を隠そう日本で初めて動いたんですよ。片岡町長の文献調査に応募をして、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律というタイトルがある

ように、これは、核のごみの最終処分地を造るためにある法律なんです。それ以外、何にもないんです。この法律、私どもも難しいです。だけど多くの町民も、また、この特定放射性廃棄物の最終処分の法律が動いてどうなるかっていうことは、中々理解しづらいんだと。これが、一番町民にきつちり知らせる義務があるんだと思うんです。私、時間

かかりますけど、この法律の一番の問題は、文献調査に応募するということは、概要調査地区の選定から始まるってことなんですよね。この後でも、応募書の内容について触れますけれども。取りあえずは、法律の基本になるところだけをお話をいたします。この6条というのは、「機構は概要調査地区を選定しようとするときは（中略）で、あらかじめ文献その他の資料による調査（次項において「文献調査」という）これを行わなければならない。」これが、この同じ6条の2項に、「機構は文献調査を行つたときはその結果に基づいて当該文献調査の対象となつた地区（「文献調査対象地区」という）、適合

している」と認めるものの中

から概要調査地区を選定しなければならぬ。」命令ですよ。そうやりなさいということなんです。それから、6条あれば、次は7条ある訳です。これ、連続しているんですよ。7条は、精密調査地区の選定なんです。機構は精密調査地区を選定しようとするときは（中略）概要調査地区を対象とする概要調査を行わなければならない。」断定なんです。そうするとね、同じく第7条の2項に概要調査を行つたらどうなるのかという精密調査地区の選定の中で概要調査を行つて、概要調査を行つたら精密調査地区を選定しなければならぬとなつて

るんです。最終処分施設の建設地の選定では、機構は最終処分施設建設地を選定しようとするときは、あらかじめ当該承認云々くんぬんとありますが精密調査地区を対象とする精密調査を行わなければならないってなつています。みんな断定なんです。精密調査を行つたら、上記第5条第2項3号は概要調査地区等の選定及び最終処分施設の設置に関する事項なんですけれども、8条の2項には「機構は前項の規定によ

り精密調査を行つたときは、その結果に基づいて精密調査地区のうち最終処分施設建設地を選定しなければならない。」これも断定なんです。これが、法律のつくりになってるんですよ。最終処分地の施設の設置については、第9条で機構は選定された最終処分施設建設地において最終処分施設を設置するものとす

る。最終処分計画は、第4条5項は経済産業大臣は第2項3号に掲げる概要調査地区等の、この等っていうのは、この前の説明もあつたとおり概要調査、精密調査、最終処分地の選定これが「等」という意味だそうでありますから、それはそのまま受け取つておきたい。当該概要調査地区の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴きこれを十分に尊重しなければならない。こうなつて

るんです。これに片岡町長は、文献調査に応募をして寿都町へ核のごみの最終処分施設の建設がされることに繋がっている訳ですよ。どこにもこれが、迂回して逃げる道はないんですよ。法律は、町長が言うように日本は法治国家ですから、法律に基づいて進んで行く

ことは明らかなんです。したがって、私は、この法律が動いたっていうことは余りにも皆安心感が有り過ぎるんじゃないかと。いつでもやめられるみたいな話してるけども。どんなことがあつたつてこの法律は間違ひなくほかの憲法だとかいろんな情報が入つてくる訳でなくて、核のごみの最終処分の施設を造るのこのとだけに突き進む法律であることは間違ひないんですよ。これに異論があるところは、是非、お示しをしていただきたいというふうに思います。

したがってね、町長が発言している「核のごみは持つてくると言つていない」また、これは「最終処分場に直結するものではない」ということを言っているけども、それが誤りなんですよ、町長。町長の発言の大きなうそを、ちゃんと町民にきつちり説明をしていかないと駄目だというふうに思います。それで私は、この資料2と資料3のところは今言つた法律の関係ですから、先ほど見たようですからいいと思います。町長の、その大うその解説をちよつとしたら、ていうふうに思うんです。

ちよつと言葉が強烈っていえば強烈だけど、俺みたいなものは、こんなこと言ったってたいした屁のつっぱりにもならないんだけど。町長の太うそを解説していきたいというふうに思っています。まず、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律、これは2000年に作られて、この法律が片岡春雄寿都町長の文献調査応募で原子力発電整備機構に11月17日、寿都町に文献調査の実施が経済産業省から認可をされました。ここで一番大事なのは、まず、10月9日、片岡寿都町長が文献調査への応募書は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第6条第1項に規定される文献調査について下記のとおり応募しますと、こうなってるんですよ。この資料も入っているというふうに思うんですけど。文献調査への応募書。寿都町では、かねてより町議会議員及び産業団体代表が参加するエネルギー政策勉強会や町内地区住民説明会、町議会全員協議会、産業団体向け説明会などを開催し、高レベル放射性廃棄物の最終処分事業についての議論を重ねてきた。ここが大事なことです。高

レベル放射性廃棄物の最終処分事業についての議論を重ねてきた。恐らく誰もこういうことで議論したって思っていないって思うんだけど。特定放射性廃棄物の第6条第1項に規定される文献調査に応募した。先ほど、資料3で条文の中で、第6条第1項というのは、この法律で何を示しているかということ。何に寿都町が文献調査に応募したらどうなっていくのかということ。ちゃんと、ここで示しているんですよ。第6条第1項は文献その他の資料による調査を行わなければならない。文献調査の6条と第1項には、こう書かされているんですよ。概要調査地区として選定しようとする地区及びその周辺の地域において過去に発生した地震などの自然現象に関する事項。第6条の1項に応募をしたということは概要調査地区の選定に応募をしたということなんです。文献調査だけに応募したっていいことではないんですよ。この理解をしておかなければ駄目だ。うふうに私は思うんです。文献調査への応募の関係で、後この文献調査に応募すると、どういう形になる

かっているのは、企画課長からこの前一杯もらったというふうに思うんですよ。中身見たら、ほとんどそれを答えられるだけの知識のある議員とか、あるいは、地元の有識者団体や産業団体やこれからいろいろ議論される主要な人たちではない、判断できるような内容のものではないんです。

今の応募の話をしましたので。この条項6条第1項にいつて第2項ではこうなっている、したがって、町長、文献調査に応募したということとは、この法律からいうと概要調査に応募したと理解されているんだけれども、この辺はどうなんだろうかと質問をしておきたいというふうに思います。また、町長は、概要調査に進むと発言されているんだけど、そういうふうな理解をしないんだらうか。この法律の第6条に関連して次に第7条があるんですよ。これが7条、8条、そして、9条建設するまで。したがって、法律は文献調査に応募すると、重複になりますけども、最終処分の施設建設がされるようになっていくんですよ。これにならないというふうな

説明を一つあるんだしたらしてほしい。町長発言の確認と核持ち込むと言っていないという法的根拠を、これらの中からちよつと私もやってみただけど、中々見つけないんですよ。町長は、この法律に基づく第4条第5項は、都道府県知事と市町村長の御意見を聴きこれを十分に尊重する。そして、経済産業大臣の確約書の約束文書によると当該都道府県知事又は市町村長の意見に反して先に進まない、そして、三段階の中でそれぞれ、地域の意見を聴く、意見に反して進まないというふうになっただけ。要するに、第一段階の文献調査から概要調査へ移行するとき、更には第二段階の概要調査から精密調査へ移行するとき、また、第三段階は精密調査から最終処分施設の建設地の選定時に知事又は市町村長の意見を聴いて意見に反して先へ進まないという各セクシオンにおいて担保がある、これは間違いなく担保がある約束したものもあるんですよ。町長発言からして

いったら、町長の言う担保にはならないんですよ。なぜか、町長は核のごみを持つてくると言っていない

ていうんだけど。じゃ、なぜ文献調査に応募したんですか。また、最終処分の施設建設に直結しないと言いが法的に直結している訳ですよ。先ほどから説明しているように、第6条、7条、8条、9条、法律は明らかに義務を原子力発電環境整備機構いわゆるNUMOに委ねているんですよ、建設処分地、核のごみの処分施設を造るという。これが、法律の組立てになっっているんですよ。町長にこの法律は、町長が今まで言っている内容の中でね、担保にならないというのは、以下の理由なんです。文献調査に応募して、第一段階の概要調査に進むときに確かに知事や市町村長の意見に反して進まないところがあるんだけれども、町長は文献調査の応募に概要調査地区選定に応募をしているんですよ、まずは。このところが、まず、きちつと理解をされる私にも理解できるように回答をお願いしたいと思います。したがって、第一段階の概要調査に町長は反対しないで進めると言っている訳だから、これは担保に値しないんですよ。反対をすれば担保になるんですよ。しかし、町長は反対し

ないんですよ。なんか今日の午前中の住民投票条例による投票をやるって言うてるんだけど、投票はいらないんですよ。あなたが反対をすればそれで済むんですよ。だけれどもあなたは反対しないって言っているんですよ。したがって、これは担保にならないし、また、概要調査から精密調査へ進むときも町長の発言は進むとあって町長としては反対はしないんですよ。これも。反対意見を言わない限り担保にならないんですよ。

それから、三つ目、精密調査から最終処分施設建設に進むときは将来の寿都の若者が今後どうするか、20年先のこと、そのときにいる人が決めればいいと言っている。しかし、今から町長は反対と言わなきゃだ。反対と言わなければ進むんですよ。町長の論理をあれすると小学生、中学生、高校生、大学生で20年かかるだろう、そのときに判断できるだろうと馬鹿なこと言うんじゃないよ。ちゃんと今から、核のごみが入るといって、町民を守る立場からもノーと、このことをどこかのセクシオンから、最初のセクシオンから言うべ

きだというふうに思うんですが、どちらが強いかわからないんですけど。私は片岡町長の強そうな気がするんですけど。知事負けるかもしれない。負けるってことは核のごみを入れるっていうふうに進んでくっていくこととです。しかし、知事には頑張ってもらって対応していかうというふうに思うんですけれども、このことを簡単に認めていては、町長が反対を示さない限り、国とかNUMOは、ますます強く出てくるんです。今日の議論もそうですよ。そういう方向になつていく。また、町長は、道の核抜き条例は法律の上をいくものではないと、こう否定をしている。ということは入れないという道や近隣町村もそうです、反対している訳です。概要には反対しますってちゃんと書いている訳です。確かに北海道には核抜き条例もある。このことも勿論だけれども北海道に持ち込む、産業とか経済とか道民の問題とかいろんな多角的に考えたら、寿都町だけの問題ではないでしょう。それをあなたは進むと言っている訳だから、このことだけは絶対に許されない。いずれにしても知事反対なんです。文面どおり行

ば、どちらが強いかわからないんですけど。私は片岡町長の強そうな気がするんですけど。知事負けるかもしれない。負けるってことは核のごみを入れるっていうふうに進んでくっていくこととです。しかし、知事には頑張ってもらって対応していかうというふうに思うんですけれども、このことを簡単に認めていては、町長が反対を示さない限り、国とかNUMOは、ますます強く出てくるんです。今日の議論もそうですよ。そういう方向になつていく。また、町長は、道の核抜き条例は法律の上をいくものではないと、こう否定をしている。ということは入れないという道や近隣町村もそうです、反対している訳です。概要には反対しますってちゃんと書いている訳です。確かに北海道には核抜き条例もある。このことも勿論だけれども北海道に持ち込む、産業とか経済とか道民の問題とかいろんな多角的に考えたら、寿都町だけの問題ではないでしょう。それをあなたは進むと言っている訳だから、このことだけは絶対に許されない。いずれにしても知事反対なんです。文面どおり行

町長、担保があると言うなら反対意見を言わなかったら、どのセクションでもどんなことでも町長が核のごみを持つてくるといふようなことには反対意見を述べない限り立証されないんです、あなたはどんどん進んでいくから核の施設ができるんです。このことを答弁をお願いしたい。

それから、町長発言の2月1日の新聞で核のごみ最終処分場選定で共同通信が行ったアンケートで「核のごみ受入れあり得る」と出ていたんです。明らかに町長はこの言葉をアンケートで出しているということ、は、まぎれもなく核のごみ最終処分場に進んでいることは明らかなんです。したがって、このアンケート内容を、質問を含めて町の責任として答えている内容も含めて皆に公表してほしい。町民説明会や議員協議会で国から説明員のNUMOの説明者が経産大臣の反対があれば先に進まないという確約書や第一段階の概要調査、第二段階の精密調査、第三段階の処分場建設に進むとき、知事、市町村長の意に反して先に進まないと言っている。そのとおり受け取ると担保になる

んです。反対の意を言う担保になる。片岡町長は、全てで前に進むと発言している。これは、担保にならないんです。このことの説明を一つお願いをしたい。最後に改めて「町長の核のごみを持ち込むと言っていない」という発言を法的根拠に基づいて私は立証してほしい。私も納得ができるように法的根拠を。なぜか

というとき、私もいろいろ町の中歩いてみて対話、町民との話題がこういう形になるんです。そうすると大部分の人は反対なんです。ただけの中に2名ほど、こういう人がいたんです。議員の中にもいるんだけど、「町長は核のごみを持つてくると言っていない」という考えを持つている町民もいるんですよ。間違いない。したがって、私はこの人たちに、3月の定例会で一般質問で町長の言う核のごみを持つてこないという法的根拠を、これを質問して明らかにするといふふうに答えているんです。町長、核のごみを持つてこないという法的根拠を示していただきたい。町長のこの核のごみを持つてくると言っていないという法的根拠を今示されるといふふうに思うん

です。私も。私はどうみてもこの特定放射性廃棄物の最終処分場の法律が動いた限りにおいて、この法律、何回も読んだんです。あなたのいうような行動からいったら、私は、これはどうしても立証は無理かなあというふうに簡単に考えるんだけど。あなたの尊敬する国やNUMO、これらとも相談しながら、新しい法的根拠をきっちり見つけてください。また、別な確約でもあれば、また別なだけでも。その確約でもあ

るんだつたら、はつきり出してほしい。私はこの法律に基づく、町長の発言したこの件に賛成した議員もいるんです。町長は、核のごみを持つてくると言っていないと議員もそういうふう

に発言しています。また、意見を含めて町長の責任として答えている内容も含めて皆に公表してほしい。町民説明会や議員協議会で国から説明員のNUMOの説明者が経産大臣の反対があれば先に進まないという確約書や第一段階の概要調査、第二段階の精密調査、第三段階の処分場建設に進むとき、知事、市町村長の意に反して先に進まないと言っている。そのとおり受け取ると担保になる

です。私も。私はどうみてもこの特定放射性廃棄物の最終処分場の法律が動いた限りにおいて、この法律、何回も読んだんです。あなたのいうような行動からいったら、私は、これはどうしても立証は無理かなあというふうに簡単に考えるんだけど。あなたの尊敬する国やNUMO、これらとも相談しながら、新しい法的根拠をきっちり見つけてください。また、別な確約でもあれば、また別なだけでも。その確約でもあ

るんだつたら、はつきり出してほしい。私はこの法律に基づく、町長の発言したこの件に賛成した議員もいるんです。町長は、核のごみを持つてくると言っていないと議員もそういうふう

に発言しています。また、意見を含めて町長の責任として答えている内容も含めて皆に公表してほしい。町民説明会や議員協議会で国から説明員のNUMOの説明者が経産大臣の反対があれば先に進まないという確約書や第一段階の概要調査、第二段階の精密調査、第三段階の処分場建設に進むとき、知事、市町村長の意に反して先に進まないと言っている。そのとおり受け取ると担保になる

付けとか仕事の内容なんかというところの資料を付して、説明を願いたい。NUMOだとすれば、ここに資料の8つて書いてあるところを見て、NUMOの業務についてのは何なんだろうか、皆知ってるんだろうか、町民も覚えてるんだろうか。NUMOというところは、この処分法の中の56条で規定をされておって、機構は第1種特定放射性廃棄物に関わる次の業務、こういう業務かというとい、概要調査地区の選定を行うこと。口、最終処分施設の建設及び改良維持その他の管理を行うこと。ハ、第1種特定放射性廃棄物の最終処分を行うこと。そして、2は、最終処分を終了したら、それは閉鎖して閉鎖後の管理をきちつとしなさい。そういうのが、NUMOの仕事なんです。NUMOは、これ以外の仕事は付託されていないんです。したがって、NUMOのやる仕事は、最終処分地を造るためのいろんな行動をやるだけなんです。この理解をしておいていただきたい。とりわけ、この町民の皆様への資料の中で「高レベル放射性廃棄物の地層処分事業の文献調査を開始いたし

ます。」文献調査は、この文章からいうと高レベル放射性廃棄物の地層処分を行うための文献調査だ、これを町民の皆様へと書いてあるんですよ。見てください。それから、もう一つ前に先ほど言った、資料5の、資料6それぞれと見てください。あなたが文献調査に応募してこのNUMOというところは、「はじめに」の項に書いてあるとおり「地層処分の対象となる放射性廃棄物の最終処分にあたっては、特定放射性廃棄物の最終処分に關する法律(以下最終処分法という)に基づき段階的な調査、文献調査、概要調査、精密調査をすることとしています。」これが、NUMOが請っている仕事の内容なんです。皆ね、いずいところは飛ばして格好のいいところの対話とか、町の中のだうだらこうだらと言っているんだけど。そうではないんです。本当の狙いは、核のごみの最終処分地を処分施設を造ることが目的なんです。これを理解をしておいていただきたい。

云々くんぬんやつて、だれど公募も少しやるような話をしとったんですよ。だれど応募はやらないで若い人の意見を聴く、一方的な方針転換があるんだけれども。公募をやめるのには、この20人の定員が影響するんですかね。それから対話の場で何を議論するののかも目的と内容を明らかにしてほしい。資料には、最終処分地の選定をする構造とか、あるいは、文献調査と出たやつ資料の説明とか議論とか、あるいは、まじの将来のビジョンづくりとか、しっかりと対話の場で、何を目的に何を内容として対話の場をつくるか。この対話の場の中は、文献調査、概要調査、精密調査、処分場の建設となる理解を求めていく、これが対話の場なんです。どの資料を見ても地層処分の理解を求めるといいう言葉が必ず一番先に入ってくるんです。ということ、核のごみを入れるってことでしよう。そのことの理解を求めるといいうことを言っている訳である。それはおかしくないかな。これは大きな問題になる。したがって、対話の場は取りあえずやめるべきだ。これを提案したい。文

献調査で行った内容を報告し議論する地質やその他専門的な知識を持つている人は、対話の場構成員の中にはいないと思うんですよ。こんな難しい専門的なこと。ただ報告をNUMOのいうことを確認するだけであって、第三者による専門的知識を持った学者等による議論の場を設置しなかつたら、NUMOが説明するこの難しいことを、議員や町民が、内容分かる訳がないんです。分かつたれば、そういう専門知識を持った人を、ちゃんと配置をして第三者機関でこのことの議論ができるように設置をすべきだというふうに思うんです。

町が主体的に行わなければならない課題に、国が口を挟む、NUMOが口を挟む、こんなことは許されないうんです。越権行為も甚だしい。これらの課題は苦しくつたつて町自体が独自にやらなければならない課題であって、国や他の組織に掻き回されることではないと私は思っています。特にNUMOは、この法律に基づいて最終処分施設建設を行うことを国から託されている組織、先ほども言ったけど。かつ、対話の場では地層処分の理解を求めることを任務としている訳です。したがって、きつちり理解をしていかなければならない。したがって、町長、この対話の場、まだまだやるやるといのは、国やNUMOやあなただと思うんだけど。しかし、これだけ大きな問題がある中では対話の場は、今年の町長選挙が終わるまで凍結した方がいい、問題が多過ぎる。これを入れるつていうことを一口で言うとなUMOは、処分法の法律に基づいて核のごみの処分施設を造るために来る組織であって、決して耳障りとか口触りのいいようなことを言っているけれども、本音はこの処分法

を動かしている限りにおいて、その処分法を請け負っている限りにおいて、NUMOは最終処分地を造る。これに全力を挙げてくるということだから、私は、怖くてしょうがない。したがって、10月まで凍結すべきだ。

次に原発マネーの話をしたい。文献調査20億、概要調査70億、精密調査はちよつと不明ですけども、今のところ90億、90億で寿都を売らないでほしいんです、町長。これ売つたら大変です。財政問題は、寿都町は交付金、町税等その他の自治体にな風力発電事業の収入、ふるさと納税の寄附金などがあつて、寿都町は身の丈に合つた財政運営でいくことは、十分やっていると。そして、財政上の基金は4年後に枯渇するかもしれないけれど。それまでに当然、今回の予算にも提示されている行財政改革や事務事業の見直しを含めてやっつけていけば、原発マネーを当てにしくつたつてちゃんと寿都はやっていける。電源の基金のときも言つただけけれども。1年間10億、2年間20億だけ。たまたま道や近隣町村が受取りを拒否したから、本当

は2分の1ですよ。1年間5億の話です。しかし、受取りを拒否したから10億をもらうっていうんでしょ

また、今日の基金条例の関係でもちよつとお話をしましたので割愛をさせていただきます。

う。そんな交付金で、寿都の町を売っちゃいかん。近隣町村、それとね、卑しいこんなお金で、議会や主要産業団体、そして、町民、これからの若い人、そして行政の中にも、希望のあるプライドをお金で傷つけてはいけない、こういう行政マンもいる。私は、町民全員がプライドを持って歩けるようにしてほしいと思う。決して核のごみのお金でそういうプライドを傷つけてはいけない。もう一つは、近隣町村からも厳しい目を向けられている。核抜き条例ができていたり、あるいは、そういう核のごみを持ち込まないような形で何らかの対応を近隣町村がしているようにも見受けられる。そういう中だから、寿都町だけが、寿都町だけっていうよりも、片岡町長、あなただけなんです。あなたが全てを解決できるんです。孤立化させてはいけません。やっぱし町民だって、いい気持ちではないんですよ。したがって、先ほども話をした2分の1の話をここでもありますので。

要するに町長は、誰の意見も聴かずに自分で発意した訳だから、それがそもそも間違いであって町の財政上の問題でこの町をお金で売ってはいけません。これは、町民の多くの願いだっているふうに思う。今そのお金を手をつけると、未来永劫、核のごみを入れても、なお、お金潰けになる。これは間違いだ。だって反対しないですと行くんですもの。財政をどつかできれいにしない限りね、核の交付金を当てにできなかったら寿都の町ずつと成り立っていかないんだもの。こんなやり方は、私は賛成できない。町長、交付金に色は無いというけれども、今のある交付金や税金そして風力発電、ふるさと納税、この財政は寿都の将来に向けて、お金の額としては大変かもしれないけれども、希望のある事業の明るい色をしているんですよ。しかし、原発マネーでもらった将来核のごみを入れて成り立つ希望も無い暗い色をしたお金は、いらないんですよ。町民もそうだし、我々も多

くの人は、議会だって、こんなお金でプライドを潰されたっていうことにはならない。このお金については、拒否をするべきだと、私は改めて提案したい。

それから、2月上旬広報誌の中に折り込まれていた、これも皆さんのところにいつている。「寿都町長片岡春雄より町民の皆様へ」という文書が入ったんです、2月の上旬に。これずつと見てただけで、ちよつと質問をさせていたきたい。

「昨年来、核のごみに関し、ご心配やご不安をお持ちの方々もいらつしやると思います。私の想いをお伝えすべく筆をとりました。」こういう書き出しになっているんです。町長、少し認識不足だっているふうに思ふんです。多くの町民は、不安で不安でたまらないんです。今までの議会ではないだけ核のごみに対する関心、傍聴を含めて、今までにないような課題でやっぱり来ている訳です。それだけ関心があるんです。ただ単に、心配や不安をお持ちの方々もいらつしやると思ひますが、ただで終わってんだつたら、町長肌感覚でみる、町民の声には、届かな

いよ、これ。届いていない。ちゃんと認識をして、きつちり肌でやっぱり感じて反対意見のところはちゃんとみていただいておきたい。町民は自分たちの意志結集の場がなくて一方的に今核のごみ最終処分建設に進まないよう議会、たとえ2千900名の町民がその動向を見守っている状況だと思ふんだ。町長それは感じないですか。「文献調査の実施については私の発意です。町内で様々な意見がある中で私が判断致しました。」意見のある中で町長が独断で発意するというのは行政の長として、その責任を放棄したものであつて独善的では独裁的な行為で許されるものではないんです、町長。寿都町は片岡町長のましか。違うでしょう。2千900名の町民のまちでしょう。寿都町を私の発意で核のごみのまちへ進むことを許すことはできないんです。町民の不安解消は、たつた一つです。文献調査を取り下げる以外、安心・安全な寿都町と町民の安心は得られないんです。恐らく答弁ではどんどん進む答弁をされるんだらうけど。

次、エネルギー政策に一石を投じることとなるかと

いう課題について質問したい。町長は、一石を投じた。皆で勉強しようよと。いろいろ言うんだけど、高レベル放射性廃棄物の最終処分地選定に応募し核のごみを受け入れるということが一石を投じることになるのか。これを質問したい。いろいろな情報によると、町長は一石を投じる、全国で手を挙げる自治体が出てくると、しかし、各調査や自治体の現状を考えた場合、もう手を挙げる所はないと報道されているんです。片岡町長が一石を投じてても手を挙げる自治体はないんです。一石を投じた価値はどこにあるんですか。町長は一石を投じるといふ目的と具体的に何を求めているのかよく分からない。町民はこの一石を投じるといふ町長の意をどう受けとめ、何をやるんだらうか。

町長、町民に何を求めどう責任を求めているのか、具体的に説明をお願いしたい。

多くの町民はその役割を含めて、私もそうなんです。けれども分からないんです。町長の一石を投じることによって私どもが何をしなきゃならないか、具体的に議会に説明してないでしょ。

したがって、町長の、一石を投じるとは、町長自ら後志町村会副会長として発信して、道や国へ町長自ら発信すればいいと思ふんです。自分で一石を投じると発信したら自分で行動を起こして、自ら発信したらいいんです。町長、今まで手を挙げてからどこへ向けて発信しました。自分でも発信できないものを、自分で一石を投じて町民に何を求めているか分からないのに、それだったら町民やいろんな人がやらなくなつたつて、あなた自身が目一杯発信すればいいじゃないですか。あなたが発信している新聞紙上に載っていることは何も無いんだけれど。是非、町長、一石を投じる行動を起こしてほしい。それはあなたに求めたい、町民に求めることではない。

そして、次に、この中にすごいことも書いてある。「ただ一番やりたいのは将来の町づくりを皆で考えるきつかけにしたかったという点にあります」と書いてあるんです。ただ一番は将来の町づくりを皆で考えるきつかけにしたかったという点にあります。ただ一番は。違うでしょ。ただ一番やりたいのは文献調査の

20億と概要調査の70億の交付金が欲しいからではないんですか。今までそう言ってきたのではないの。なぜ今方向転換をする訳。結局は耳障りのいい言葉に変えているだけでしょ。この文献調査に合わせて、産業や町民で議論、ただ一番議論したいことだったということとは、このスタートに合わせてやることではないでしょ。町の産業やいろんなことは日常茶飯事で町長が提案をして、それぞれ議論をして構成もいろいろ決めて、そして進んでいく課題じゃないの。何で町民の皆さんにただ一番したかったのはこのことです。方針転換をしないでほしい。

「スタートした文献調査は最終処分施設建設に直結するものではありません。」町長自ら動かしただけで、放射性廃棄物の最終処分に関する法律これに基づいて法的根拠をしっかりと示してほしい。処分場選定プロセスにおける文献調査の位置付けは最終処分法では概要調査、精密調査を経た最終処分地を選定する方針、核のごみへ直結している。資料の11を見てほしいんです。ここにも書いてあるでしょ。一番最初に。処分

分法では概要調査（ボーリング調査）、精密調査（地下施設における調査）を経て最終処分地を選定する方針ですと書いてある。これが文献調査の位置付けプロセスなんです。23ページがそう書いてある。次に24ページを見てほしいんです。24ページ。プロセス選定の話が、私もよく分からないんだけど、NUMOの24ページの資料で選定プロセスの関係、「都道府県や市町村長が概要調査地区の選定に反対ということであれば、最終処分法上の処分地選定プロセスから外れることとなります。」と説明してある。何かこの前の新聞を見るとそうはなっていないような感じもする。これも、また、後でちょっと触れさせていただきます。6番目の「議員9名と一緒に学び考え歩んでいきましようよ」という。NUMOがやるんであったら先ほども何回も言っているように、この処分法では、対話の場で勉強会ややっていくとなったら、処分場を作るための理解得る活動よりないんです。町民をそんなところに巻き込んでいって議論に巻き込んでいってどうするんですか。方向性の違

うことがあたかも方向性を一緒にするための取組みをするなんていうのは、私は難しいって思いますよ。この核のごみは、NUMOのやる対話の場、これを行うということとは、全て最終処分場の施設建設に繋がっていくということを理解しておきたいと思います。したがって、町長、今、国の機関だとか、いつも答弁するとそういうようなところにいつちやうし、NUMOの言っていることの言葉をその使って引用しているように思うんだけど。是非ね、そういうところと結託をしないで、是非、早く目を覚まして、国と決別をして町民と共に、核のごみのない町をつくってほしい。これ造ったっていいことない。これは、本当に蛇足なんだけれども、町長、住民説明会の資料をずっとこうやってやつを見てほしいんだけど、高レベル放射性廃棄物いわゆる核のごみの地層処分についてと題して、町民の説明会をやってきたんでしょう。このタイトルはどういう意味を示す訳、核のごみを持ってこないというタイトルじゃないでしょう。

次、選定プロセスから外れることについて、これは、資料10に2月18日の新聞に、私もよく分からないんですが、「核のごみの選定プロセス離脱文化せず」という記事が出てて、NUMOの資料によると町民説明会で「都道府県知事又は市町村長が概要調査地区の選定に反対ということであれば最終処分法上の処分地選定プロセスから外れることとなります。」と説明していた。法律的には、その処分地選定以外の概要調査地区の選定のところは、概要調査地区等の選定にという「等」が付いてんだけど、これは等が付いてないんだよね、概要調査だけ進んだ。最も概要調査だけ進めば、法律的には、ほとんどと進むようになっていく訳だから、6条、7条、8条、9条ってね。だから「等」入れなくてもいいんだ。このことは、私もよく分からないんで町民説明会のときなんか結構何人かから、プロセスから外れるのか、外れないのかという質問もあって、国から来た説明員あるいはNUMOの説明員は明確に外れると、こう答えている。この資料にも外れるって書いて

いる。新聞で見たら閣議決定をしたのかな、閣議決定したのであれば、その内容を、決定文として町民に公表して議員にもちゃんと閣議で決定された内容を周知すべきだ。これは、町民説明会でも意見があったことだから。なお関心をもってこれは整理をしたい。それから、近隣町村の動向について、ちよつとお尋ねしたい。寿都町で、今、核のごみ最終処分施設建設に進んでる、こういうことは近隣町村皆十分よく知っている。私も情報不足で島牧村や黒松内町や蘭越町なんかの核の問題に対する町民や議会や行政の動きはどうなっているか、ちよつと報告をしていただきたいと思っています。恐らく浮いているのは寿都町だけだ。町長は近隣町村に理解を求める行動をしようか。突然に自らの発意で行った文献調査に応募して影響を大きく受ける近隣町村に理解を求める行動をやっていくって、文献調査に応募したらやるって言ったんだ。何でもい

団体だって、町民だって、この近隣町村との付き合いは、結構多いんです。結構苦悩しているんじゃないかな。町長分かっている。俺だってあつちこつち歩けば、なに一番先に言われると思う、沢村さん大変だよなと言われるんだ。いやいや、すまないな迷惑かけて、こう言わざるを得ないんだ。あと何て言う。うちの町長入れるって言うてからとかってはいえないでしょ。だから、やはり近隣町村との関係も町民もいろんな団体もいろんなしがらみがある訳だから、是非、理解の示されるような行動を町長には執ってほしい。次に、一番最後になります。これは、恐らく後で何か見たら、町長選の立起の要望も入るような話もしているようですから。今年の10月選挙が執行されるんです。今年の10月は、町長は既に6選に出るといいます。それから、2、3日前の新聞にもなんか何人かにお話しをして了解を得て、私は6選すると他の人には任せられないと私が出ると、こう言っている訳である。是非、立起をして戦ってほしい。この選挙、高レベル放射性廃棄物最終処分施設建

設に向かう最初の文献調査に応募したことの是非を問う選挙だと思えます。町長はもうそこ終わって次にいつてるかもしれないけど。多くの町民は、私もそこが出発点だって。この町に核のごみを入れるかどうかの判断になると考えています。町民にとっては昨年の10月、町長は文献調査に応募して今年の10月選挙となれば約1年間、今回の選挙で町民の意志が結集されることとなるんです。それは、町民は文献調査に応募する前に町民の意見を反映させる住民投票を行えと住民説明会で訴えてきたが駄目でした。また、住民投票を求めて署名を集め条例案を出したけれども、町長の反対意見を付されて議会がこれを否決した。残念でならない。私も議会議員ですから責任逃れはしません。負けたには負けたんですからしょうがない。1年間かけてようやく、町民の意志を表せる10月町長選挙となるんです。私は、大事な選挙戦となると思っています。勿論選挙戦ですから、当然結果は当選する場合もあるし、また、当選しない場合もあります。勿論当選したら、核のごみ4年間あります

すから進めるでしょう。しかし、私は核のごみを入れる訳にはいかないから、反対を貫いていきます。町民に約束してもらいたいことがあるんですよ、町長。それは町長が当選の場合、しかし、そうでない場合もある訳です。したがって、町民が当選でないと、そういう表決をしたら町長の任期は11月中旬までであるんです。したがって、町民が町長の続投を求めなかったら任期の切れる11月中旬までに高レベル放射性廃棄物最終処分地選定の文献調査を取り下げること約束してほしいんです。あなたが当選しなかったら違う町長ができる訳ですから。あなたの負の遺産を引きずっていく訳にはいかないんです。したがって、この課題は、是非、町長改めて取り下げていただくようお願いしたい。もう一度お願いをしておきます。町長が誰の意見も聴かずに自分で発意したのであれば、次の町長にその責任を預けてはいけません。もう一度お願いしたい、取り下げてください。私はこの秋の町長選挙はこの町の今後と町民の住むこの寿都の未来を考える重要な選挙であって、私は核のごみ

反対の町民と共に戦ってまいります。私はこの選挙に思う寿都町の未来と町民の明るい笑顔が満たされている寿都をつくるために全力を挙げたい。基本的に、この寿都を核のごみのまちではなくて、将来に向けて子々孫々の代までこの寿都を残していくことが今の大人の責任だと思うからです。誰の責任でもない大人の責任だと。

さらに二つ目は、寿都の町は今まで漁業を主体に水産加工業などで今日まで、また今後も漁業を中心に水産加工業の産業の育成を進める。漁業は絶対つぶさない。核のごみは寿都町を駄目にし、漁業を駄目にする。今、寿都町は分断・対立・いがみ合い、また相手の顔色を伺って賛成か反対かを確認しながら生活している。悲しいんですよ、すごく。夫婦間、親子間、友人、知人、職場間、会社間、地域間など、多種多様な対立がある。それは皆さんも肌で感じているでしょう。この対立、分断どうするか、今の町長6選を果たすと今後4年間更に分断、対立が継続をされます。早くこの分断、対立を短くするのは町民の総意の結果が大

事であり。いずれにしてもこのことを決めるのは町民であることは間違いないです。したがって、私はこれからそういう方向で進んでいきますけれども。今、私はね、独り言に近いんですけど、非常に苦しいんですよ。こう見えて反対ばかり言っているけど。片岡町長と1期目の選挙から、今、傍聴している幹事長さんも一緒にね、5期目、今度6期目へ挑戦する訳ですけども。今までは町長と同じ方向を進んで5期目恐らく18年くらいは。しかし、今回進むべき道が大きく違ったんです。町長は経産省・エネ庁・NUMOと同一歩調をとって、私の意見は180度違うと言われた。それしかたがない。私の知っている町長は今日まで「皆んなでつくろう寿都の都。住んでいて良かった」といえる町づくり。そして、町民に寄り添い一緒に進んできた。私は間違っていないかった。しかし、昨年8月の13日突然、核のごみ。10月に文献調査に応募、それは私の発意だという。もう止められないんですよ、聞く耳を持っていないんですよ。国の話は良く聞くようなんだけど。も

10月の町長選挙で町民がそれぞれ答えを出すという時期に来ている。これから町長の6選立起の一般質問もありそうですから、大事な選挙、是非、町長も後援会と相談しながら、核のごみの正当性を主張して戦ってほしい。いずれにしても、核のごみを持つてこないなんていう発言は絶対しないように。するのであれば法的根拠をきっちり出してほしい。

●町長

沢村議員の質問にお答えいたします。

御質問が多岐にわたり、また、項目ごと、関連のある内容もございますので、総括的に回答させていただきます。

まず、文献調査の応募に当たっては、様々なエネルギーの活用と災害に強いまちづくりを目指し、第8次寿都町総合振興計画へ反映することを目的として開催した、町議会議員及び各産業団体代表者によるエネルギー政策勉強会により、我が国のエネルギー政策において、特定放射性廃棄物最終処分事業、いわゆる核のごみの処分問題が解決しなければならぬ重要な課

題となっていることを知り、処分事業で得られる知見が、町の地盤の安全性確認に役立つこと、調査に伴う交付金が地域の振興発展に大きく寄与することなどに着目し、これまでの住民説明会、議会全員協議会、産業団体向け説明会などによる議論を経て、10月8日開催の全員協議会の結果として、町長としての執行権と政治的判断を尊重したいとの過半数の議員から、調査応募の判断を委ねられたということから、総合的に判断して応募を決定させていただきました。

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第4条第5項には、経済産業大臣は概要調査地区等の所在地を定めようとするときは当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならないとされ、法律の解釈として「概要調査地区等」とは、同法第3条第2項第2号により「概要調査地区、精密調査地区、最終処分施設建設地」を指しております。このことから、知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重し

なければならぬの規定は、概要調査地区のみを示しているのではなく、精密調査地区及び最終処分施設建設地の選定まで各々適用されるものであります。

共同通信の「震災10年自治体アンケート」につきましては、昨年11月に全国の自治体を対象に行われたもので、その項目の一つとして、核のごみについての設問がありました。

本町では、文献調査への応募をしていたことを理由に、調査が進んだと仮定した場合に、あくまでも仮定の話でありますけれども選択肢として最終処分場受入れの可能性は「あり得る」と回答したところでもあります。

また、処分場選定を進めるための重要施策としては、国が責任を持つこと、風評被害対策、地域振興策、住民らへの説明、核のごみの安全対策、慎重なプロセスが必要と選択したところでもあります。

次に、対話の場についての御質問についてでございますが、今後、開催される対話の場は、事業の賛否を決めるなど合意形成を目的としたものではなく、参加者が主体性を持てる運営に

より、この場を起点として、処分事業に関する対話活動や文献調査の進捗に関する説明、参加者による地域の将来ビジョンについての議論、専門家をお招きしての勉強会などが行われる予定です。

当初から対話の場については、20名程度での自由闊達な意見交換を予定しており、参加者については一部公募により選出することも想定しておりますが、総体的にバランスを考慮し、町として直接、御依頼し、決めさせていただいたところであります。

次のプロセスへ進む際には、対話の場や住民説明会など、様々な形で得られる町民の皆様の生の声を踏まえ、十分理解をしていただいた中で、町として判断することが適切と考えております。

電源立地地域対策交付金についてでございますが、高レベル放射性廃棄物地層処分事業の文献調査は、机上調査であり、私は、次のプロセスの概要調査により本町の地層や地盤の状況がどのようになっているのかを調査し、学ぶことも必要と判断をしているところでございます。

文献調査は、おおよそ2年間とされ、調査期間中、地域支援策として限度額20億円、また、概要調査期間中、おおよそ5年間（後で4年と訂正）で限度額70億円の電源立地地域対策交付金が交付されることとされております。

私は、新型コロナウィルス感染拡大による全国的な地域経済や地域社会にもたらす影響は、本町の財政状況にも非常に大きな影響をもたらす可能性と危惧し、住民サービスへの影響を最小限に抑えるためにも、財源確保などの対策に早急に取り組んでいかなければならないと同時に、この交付金を産業・医療・福祉・教育など、まちづくりの全般に幅広く活用したいと考えているところであります。

私は、冒頭申し上げましたとおり、我が国のエネルギー政策において、特定放射性廃棄物最終処分事業が解決しなければならぬ重要な課題となっていることを知り、あわせて、本町の地層等の状況を詳しく調査し、議論と理解を深めていく必要があります。この町の将来を総合的に判断した結果、文献調査の応募を判断させていただいたと同時に

に、その議論の輪が全国に広がることを期待し、この問題に一石を投じさせていただいたところであります。

この度の地層処分事業の検討から文献調査の応募に際しては、抗議や申入れなどの御意見をいただきましたが、町民や近隣町村をはじめとする道内外の皆様、各産業・経済団体の皆様にも、改めてこれらのことを御理解いただきたいと考えているところであります。

最後の、町長選挙の件に関しましては、この後、友山議員から6期目に対する立起についての御質問がございますので、そちらでお話をさせていただきたいと思っております。以上です。

■再質問

私から二点ほどお願いをしたい。まず、核のごみ直結しないって言うってんだけど。あの特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律を見てると、直結しなくはないんだ。だって、6条で文献調査で第1項に応募したら7条、8条、9条って進んでいくのに、何でこれが直結しない。法律のほかにことは、価値観の違いやいろんなもの出てきてい

るんで。法律はうそつかないんだよ。この処分法を動かしたということは、最終処分地を造るための法律なんだ。これを放棄する法律ではない。この直結をしないという町長の言うやつをこの処分法に合わせて、是非、法律に基づいて説明をお願いしたい。

それから、同じく二つ目は、町長は核のごみを持つてこないって言うてるでしよう。だけど、法的根拠が分からない、町長が言う核のごみを持つてこないという。何条何項に照らして、核のごみはそれはそういうことで保障されて核のごみは持つてこないんだと。俺が調べてる限り町長の発言をみると、第一段階の概要調査は進むでしょう。第二段階の概要から精密に行くのも進むでしょう。第三段階の精密から、最終処分施設を建設するに当たっては20年後、そこにいる人たちで決めればいいじゃないかっていう話でしょう。町長は、どのセクションにおいても反対をしない。しかし、4条5項では、知事や市町村長の反対があれば、前へ進まないと言っている。だけど町長は、前に進めないとはいっていない。

進むと言ってる訳。そして担保にも何にもならない。だからこの法的根拠を示していただく。以上、二点。

●町長

あの法的根拠には、核のごみが直結しないっていうことは書いておりませんし、前々から私、説明してまうけれども経産大臣、エネ庁からも核の文献調査は核のごみに直結しないというお言葉もいただいておりますので、この信頼関係の中で、私は法律よりも、やはり信頼関係を大事にしたいと。ただ、その話を住民の皆様にも説明しても不安に思う方々がいらつしゃいますので、しっかりと住民投票条例に基づいて住民の意向というものも、私は尊重すべきだなということと、今回住民投票条例を提案させていただいた次第であります。以上です。

■再々質問

町長、要は法律的には明示できないけれども、国との信頼関係や今日午前中、決まった住民投票条例のことを引き合いにして、俺これ22日に作つたんだよ。今朝の町民条例なんて除いて

やってくれ答えてくれなかつたら。今日決まったから、今日から発効か、この条例は。そういうことで、この住民投票条例も反対したのは、こういうふうに使われるんですよ。この住民投票条例が何の意味もないのに、こうやって自分の保身に使われるんですよ。これ今みてごらん。この10月の選挙で、私は町民に「皆さんの意見は住民投票で決めます。心配しないでください」という選挙公約になるんじゃないですか。だから、この投票条例は、私は何回も負けたけどさ、負けたけど。意味のない投票条例、この議会で決めたなくたっていい条例だっていうふうに言ってるんですよ。それから町長、核のごみを持つてこない直結しないということと核のごみを持つてこないっていうことは同じことじゃないんですよ。あなたの意思で言っていることなんです。直結しないっていうのはね、NUMOの資料に出ているんですよ。だけど法律には、それは載ってないんですよ。だから、町長、これ直結するんですよ。いくら経産省で見解の相違かい、また得意の。そうはいかない

でしょう。やっぱし、核のごみ持ち込まない、こう言っているのは、町民が何の根拠をもってあなたが言っているかっていうことを私はこの議会で問うというふうに言っているんですよ。だから、是非、信頼関係、だとか、国を信頼するだとかというように言ってみても、それは核のごみを持つてこないということと直結しないんですよ。もう一つは、ちよつと主旨からずれるかも知かんないけども。国を信用するとか、この内容を信用するとかつていうけれどね、国は、今、核のごみ、どういう状況になつていと思う。全国的にもう満杯に近くなつていくんですよ、ここ10年、20年で。どこかに核のごみを造らなきゃ応分の処分地を作らなきゃならない。経産省から国から何から、全国一か所作ろうとしている訳でしょう。その一か所造ろうとしているときに寿都が手を挙げたんです。しかも、その手を挙げた寿都が、概要調査にも精密調査にも処分場の最終建設するときもノーと言わないで、気休めのような住民投票で答えを出すみたいなこと言つて。しかし、町長、第一段階、

第二段階、第三段階は法律に保障されて、あなたが反対と言えは終わるんです、これ。知事は概要調査で反対つて言っているから、それをまともに受ければ反対かもしれないけど。あなたも反対しないと駄目でしょう。そういうチャンスがあるのに何で住民投票なんですか。だから、町長、核のごみを持つてこないというのは、明確に法律に照らして法律の何条何項でこのことがあるから私は持つてこないんです。持つてこない自信もあるし、法律でこういうふうに表示されているんです。これを証明してください。

●町長

先ほどの質問と同じ重なることで、私は法律上お答えすることはできないと先ほどもお話をさせていたいただきました。ただ、これも先ほどの答弁と重なりますけども、全国で初めてこの手を挙げた一つの目的っていうのはやはり、この核のごみというのが相当50年先送りしてきて、いまだに決まっていな。そこで本町の地層等を詳しくこの調査によつて調査もできるし、全国的な議論のスタートにも

なるし、いろいろな部分でここから一石を投じて、国民のこの核のごみに対する前向きな議論がされることで、一番の目的だつていうことで、今までも皆様に説明をさせていただきました。その中で大臣も直結するものではないというお言葉の中で、これが違う形で出てきたんであれば住民に私はうそをついたことになりませんので、ここはしっかりとこれからの状況を見据えながら、私はしっかりと判断をしていきたいというふう



友山 大信 議員 行政 片岡町長の6期目に対する 立起について



■質問

町長は、「みんなでつくる寿の都」をスローガンに平成13年11月に町長に就任されて以来5期19年4か月、激動する社会情勢の中、寿都町の先頭に立つて様々な課題を解決されてきました。

現在では、医療の提供や

風力発電の恩恵を受けておりますが、当時、4億円を抱える道立病院の移管問題や大きなリスクを懸念する声もあつた風力発電事業の取組みについて果敢に挑戦し、確実に成し遂げるなど町長の先見の明とその実績は、誰もがその手腕を高く評価するものであります。

中でも町民が安心して暮らせる医療環境の構築のため開設した町立寿都診療所は、今年4月で17年目を迎え、今まさに理想的な地域医療としてスタートしようとしております。

また、風力発電事業やふるさと応援寄附金事業は、まちづくりのための貴重な自主財源を生む事業として

確立させ、その収益を活用して漁業後継者の育成や産業の基盤整備、既存施設を改修した高齢者住宅や子育て支援住宅の整備、小中学校のICT化推進や公設民営塾の開設、そして、町民の健康づくりの支援など幅広く町民ニーズを捉え、先駆的に各種施策を展開されております。

このように自主財源の確保と国や道などの補助金獲得や過疎債など有利な財源の活用により、町の負担軽減を図りながら、あらゆる分野に高い洞察力と持ち前の行動力、指導力を発揮されるなど、その手腕に敬意を表するものであります。

しかし、一方では多くの課題も山積していると思ひます。コロナ禍で地域経済は、引き続き、厳しい状況が予想されるなど、これまでに以上に難しい舵取りが求められると考えます。

そこで町長は、本年11月に任期を迎えられますが、これまでの経験を活かし、多くの課題を解決し、本町の発展、町民の幸せのため、

なお一層の努力を続ける御意志をお持ちであられるのか。将来の展望を含めお聞かせいただきたいと思います。

●町長

友山議員の御質問にお答えいたします。

私は、「みんなでつくろう寿の都」をスローガンに掲げ、平成13年11月に町政を担わせていただき、早いもので19年4か月が経過します。

私は、これまで、町民の暮らしに直結する地域医療・福祉・介護・上下水道・住宅政策、また、教育の充実はじめ基幹産業である漁業・水産加工業の継続的な発展に取り組むとともに、観光振興についても地域の特性を生かし、関係団体と連携し交流人口の推進を図ってまいりました。また、社会資本整備につきましても各省庁の有利な交付金を活用し各種事業に取り組んでまいりました。このように住民生活に関わる各種事業が計画的に実施することができましたのも、町議会議員の皆様並びに町民皆様のあたたかい御理解と御協力があったことであり、改めて感謝を申し上げます。

る次第であります。

昨年、予想もしなかった新型コロナウイルスが世界各国に蔓延し日本においても瞬く間に全国に拡がりました。国の緊急事態宣言の発令により、日常の生活様式の変化、また、経済活動も停滞するなど日本経済に大きな打撃を与え、本町においても基幹産業の漁業、水産加工業はじめ商工業においても大きな打撃を受けました。このような緊急事態の中にあつて、私は地域経済の回復に向け、もうひと踏ん張りしなければならぬとの思いを強くするところでもあります。そのためには、町の財政基盤の強化、確立が必要であり風力発電事業のさらなる推進とふるさと応援寄附金事業の継続を基本としつつ、将来的に新たな財源確保が期待できる洋上風力発電事業と漁業が共生できる仕組みづくりを推進してまいりたいと思います。

また、文献調査で交付される交付金を活用し、既存の産業のさらなる発展や人口減少対策に繋がる新たな産業振興を推進するためにも人材育成に投資してまいりたいと思います。

一方、高齢者人口が40

パーセントを超える我がまちにおいて、今までまちを支えてこられた方々が健康で暮らしていくためにも、ますます地域医療の充実が求められます。令和3年度から地域医療をより充実するため町立寿都診療所に祁答院先生が新たに加わり、新しい体制でスタートします。新体制による診療所の経営安定と町民の健康維持のために診療所で行う健診の充実など、寿都診療所を全国に誇る、医療・保健・

介護・福祉サービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムの拠点として築き上げていきたいと思っています。元気なまちづくりは、町民が健康で地域産業も元気でなければなりません。「みんなでつくろう寿の都」をスローガンに、私は、将来にわたって住みよい元気なまちづくりに、引き続き、全力を尽くす決意であることを申し上げ答弁とさせていただきます。

越前谷由樹 議員

行政 核のごみ調査 町長が反対すれば選定プロセスから外れることができるのか



■質問

初めに、この質問に入る前に、私は先日、テレビを観ておりましたら、「朝まで生討論」という番組でありましたが、福島県の核のごみ中間貯蔵施設が満杯であり、これからどうするかということが話されており、その中のメンバーから、全国で北海道の2町村、寿都町、神恵内村が核のごみ処分法に基づく調査に応募したので、この地域

に核のごみ、福島原発のごみを引き受けてもらうことを問われたとき、司会者が「駄目だめ、あの2町村は単なるお金が欲しいだけ」と一蹴されました。こんな話題がテレビを通じて、どんなにか寿都町を全国版で辱めているのか。寿都に住む人間として、恥ずかしさを通り越し、非常に心が悲しくなりました。さて、町長への質問に入ります。

昨年10月9日、片岡町長

が高レベル放射性廃棄物（核のごみ）最終処分場選定の文献調査に応募したことが、今後、寿都町に与える影響、そして、町長の選定プロセス除外に関する考えについてお聞きします。

町長は、文献調査への応募が最終処分地の選定プロセスから、後戻りできなくなる疑問を国（経産省）へ見解を求めました。その結果、梶山大臣から、町長が反対すれば処分地選定のプロセスから外れるとの回答を得たと述べています。

ところが、今年2月5日、国は選定プロセスからの完全離脱について「反対意思の伝達手続きを法令で定める考えはない」との答弁を閣議決定しました。これは、町長が途中で離脱できず、今後は、なし崩しに調査が進むのではないかと懸念が生じ、町民の間では、なお一層の不安の声が上がっている状況にあります。

このことについて、町長は梶山大臣からいただいた回答と現在の国の見解との矛盾について、どのようにお考えですか。

●町長

町長が反対すれば特定放射性廃棄物処分事業の選定プロセスから外れることができるのかという御質問でございますが、国の考えはこれまでと変わっており、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第4条第5項には、経済産業大臣は概要調査地区等の所在地を定めようとするときは当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない」とされ、法律の解釈として「概要調査地区等」とは、同法第3条第2項第2号により「概要調査地区、精密調査地区、最終処分施設建設地」を指しております。あわせて、経済産業大臣からも文書にて、当該都道府県知事又は市町村長の意見に反して、概要調査地区等の選定を行うことはないとされており、まずことから、私の見解もこれまでと変わっておりません。

■再質問

町長は、国の考えは変わっていないということですが、先日の新聞によりますと変わっていないという

ことは、閣議で決めた明文化をしないということ、国はプロセスを離脱を考えたということと同じことではないですか。

先ほど、処分法のプロセスからの離脱が明文化されないということ、なし崩しに調査が進むのではないかと懸念、それによって町民の間で一層の不安が増している現実を述べましたが、例えば、町長は文庫調査後、国へ反対を示し、概要調査へは進まなかった場合、そこで処分法とは関係がなくなり、一切プロセスにとらわれることはなくなると思っているのか、再度、お聞きします。

今の段階ですと国のプロセスから外れたと思っても、明文化した規定がない限り、いくら現在の経産大臣、梶山大臣との間で申合わせ、約束があったとしても、その後、大臣や町長が変われば、何の拘束力もなく、いきなり調査再開、復帰するということもあり得ると思います。

明確なルール規定がないのですから、一度手を挙げたら、処分法に足を踏み入れたが最後、選定プロセスから逃れることは難しいと思います。

途中でいつでもやめられるということにはならないのです。

今、概要調査前の住民投票条例が制定されましたが、住民投票で反対が多かったとしても、それから国へ白紙撤回を求めるには、非常に困難、いや無理かもしれません。

ですから、白紙に戻すため、今のうちに文庫調査への昨年10月9日の申入れを撤回した方がよいのです。

●町長

プロセスから外れるという話については、前と変わらない。これがただ明文化されないというだけで、これも今までと国の考え方は変わっておりませんので、ただ、プロセスから外れた場合に、全部ゼロになる、元に戻るという話はない。これに変わらぬ。

私がもし、ここでストップするって言ったなら、それ以上前に進まないということ、で御理解願いたいと思います。

ただ、法律上明文化されないというのは、今までも明文化されていないので、今回も明文化されなかったということ、で御理解願いたい

きたいと思います。

ですから、後に引けなくなるんじゃないかという心配もございませぬので、御安心願いたいと思います。

■再々質問

核のごみ調査の選定プロセス除外についてですが、町長がいうのは、一時停止。この一時停止というのは、いつまた復帰するかということですよ。それについて、国は明示しないということ、を閣議決定したということですよ。これについて、町長に考えを伺っている訳であります。

国は、全国の自治体を対象に先月の2日から、最終処分事業に関する説明会を始めております。処分法に基づく文庫調査への申入れは、全国でいまだに寿都、神恵内の2町村のみです。町長の一石を投じたという割には、全国への広がりは全くない状況になっております。

町長、国へ具体的にプロセスから外れることについて、「国が離脱することができ、道筋を明文化すること」を約束させることができないですか。それが、梶山大臣との申合せ事項を正当化させることになるので

はないですか。これができないのであれば、逆に今回の文庫調査は、「申入れしたことは撤回させてもらう」そのくらい強く出ることはできないのですか。これをしなければ、町民の間に揺る不安や分断を解消することはできない訳であり、また、これから始まるNUMOとの対話の場も今後の選定プロセスを進める場になってしまう訳ではないですか。

できるかできないか、町長やってみる考えはありませんか。国に対して、明文化すること、を求めることはできませんか。

●町長

一時停止の話でありますけれども、何度もお話ししましたが、町長は進まないというのであります。町のスタンスはそういうスタンスです。ですから今日、住民投票条例が可決されましたので、住民もノーといった場合には、当然、私もノーというので、前には一歩も進めない。そういう流れで国に決して押されないように、住民の意見というものを十分尊重してこれから

は進めさせていた、だいたいというふうを考えております。

■越前谷議員

これで質問を終わります。町長の一時停止の考え方、選定プロセス除外の関係ですが、これは町長、問

行政 NUMO(原子力発電環境整備機構)との対話の場について



■質問

対話の場について、町長は意見交換するメンバー、委員ですが、このメンバーについて公募を行わない、(当初は、公募すると言っていました)、町長の人選だけで進めようとしております。いろいろな考えの人が参加し、賛成・反対に偏らない中立性を持った協議を考へるべきではないですか。神恵内村は公募しております。なぜ、メンバーを20人に限定するのですか。一方的な進め方ではないですか。

当初から対話の場については、20名程度での自由闊達な意見交換を予定しております、参加者については一部公募により選出することも想定しておりますが、具体的にバランスを考慮し、町として直接、御依頼し、決めさせていただいたところでありま

●町長
対話の場についてでございますが、今後、開催され

■再質問

対話の場に近隣町村の代表や北海道からも参加ができるようにならないのですか。

寿都町は単独で生活、行政、産業、保健事業などが成り立っている訳ではありません。他の自治体との関わりがあつて成り立っております。後志管内の中の一自治体、そして、北海道の中の一自治体であります。

ましてや、核のごみに関する事項となれば、大変な問題、最終的には処分場の立地、他市町村からは迷惑施設の建設に繋がる訳ですから、少なくとも近隣町村や北海道からの参加を求めるべきではありませんか。この対話は、寿都町だけの問題ではないと思います。

●町長

対話の場の関係について、北海道や近隣町村を入れて、これらは我々も核のごみを持つてくる話は、今するんじゃないくて、いろんな話の中では、核の流れのいろんな説明もあるでしょうし、地層の話とかいろんな大まかな話というのは、これから勉強会の中でいろいろ

出てくると思います。ですから、NUMOの方でも、そういう勉強会については自治体独自の勉強会でも是非進めたいという話をしていきますので、一緒にやらなくともですね、近隣町村は、近隣町村独自でこの勉強会というのに進められるということとで御理解願いたいと思います。

ただ、北海道の方からは、この対話の場の関係について、北海道も少しは、どういう流れで進んでいるのか、関係をしたいとの申出が出ておりますので、北海道の方には分かりましたというところで、北海道とうまく連携していきたいと考えております。

■再々質問

NUMOとの対話についてですが、町長は文献調査に応募した以降、近隣町村、島牧・黒松内・蘭越と、この核のごみの問題で話し合われたことはありますか。

今、近隣町村では、核のごみを持ち込ませない条例が整備され、また、されようとしております。本町では、小西議長の裁決で否決となりましたが、先ほど町長は言っておりましたが、北海道とはこのNUMOと

の対話の場について、少し申合せをしているということとであります。大いに進めていっていただければと思います。こういう状況下で近隣町村との長い歴史の関わり、現生活上の関わり、そして、核のごみという迷惑施設の建設に繋がる行政上の関わり、環境、産業上の関わりもあります。そんな関わりがありますから当然に了承を得る話合いはしなければならぬと思いますが、どうお考えでありますか。

●町長

NUMOの対話の関係で、他町村にちゃんと説明しているのかという。他町村とは、町村長とは何度も顔を合わせることもありまして、冒頭、私は核のごみを持つてくるとは一度も言っていないし、町民にも議員の皆さんにも言っておりませんし、先ほど沢村議員の質問でも同じ内容の話をさせていたいただきましたけれども、今回、国がこの重要な課題で足踏みしていることに對して私は協力しよう。そのことによつて寿都町の地層もそこではつきり分かると。こういう議論

をこの寿都町ですということも一ついいじゃないかと。ただ、この一石がそうしたらその次に繋がらないじゃないかと。すぐ、神恵内は手を挙げましたけれども内地の方でも今、協議をしているところも耳にはしております。どここの市町村という話までは聞いておりませんけれども、そんなに何か月、半年になるのか、それくらいの中では可能性としては出てくるのかなというふうに、そういう感じで私は受け止めております。

これからも私は全国に、また、メディアの皆さんにもですね、寿都町が一石を投じた一つの意味合いというの、もつともつと核のごみを皆で嫌がらないで議論しましょうという輪をこれからも私は発信し続けなければなりませんし、町民の皆様にもその趣旨というものをしっかりと説明をさせていたきたいというふうに考えております。

越前谷由樹 議員



漁業 漁協の再建整備について

■質問

先日、町長から漁協の再建整備として、欠損金の支援について提案がありました。が、本町の基幹産業である漁業を守ることは当然であるとしても、過去、何

度も漁協の再建整備をしてきた経緯から、単なる財政上の援助ばかりでなく、漁協が一人立ちしていくための根本的な支援・対策について、今後の経営体質改善等を含めて、町として考えなければならぬと思います。どのように考えていますか。

●町長

漁協の再建整備についてありますが、漁協は、過去にも水揚げ不振や不良債権の発生により経営が悪化し、財務改善を図るため、支所廃止や職員削減・漁業者負担など身を切る改革が断行された歴史がありました。

その後、財務改善に当たり不良債権を処理した結果、自己資本比率が落ち

み信用事業の実施要件が満たすことが困難となり法的規制を受け、平成18年から27年までの10か年の財務改善計画を策定しました。この取組みにより固定化債権残高が年々減少し、繰越欠損が解消されましたが、好調であつた漁業生産は長くは続かず、単年度の財務状況が厳しくなり、平成25年から3か年の中期健全化計画を策定し、収支構造の転換及び経営の安定化を図つて参りました。

その後、一時は経営改善が図られたものの、平成30年度から近年の不漁の影響によりサケマス孵化場の経営悪化、ホッケの不漁やホタテのへい死、更には水揚げの減少や昨年来のコロナの影響による市場価格の低迷により単年度収支が悪化し、令和2年度末で累積欠損が2千600万円まで膨らみ、系統及び北海道による財務検査指導により、令和3年度から3か年の財務改善計画を策定することとなりました。

この財務改善計画は、経

費削減や不採算事業の見直しにより、経営の自立を目指す内容となっておりますが、漁協の健全化に向けて、これまでの経営体質を大きく見直すための現状分析を行い、事業の効率化、生産性の向上による収益確保、コスト削減などより一層の努力とともに組合員の負託に応えるための組織基盤の強化に努めていた、多くのことが不可欠であります。

今後、地域の漁業を取り巻く環境は、ますます厳しさを増すことが予想されます。

町といたしましても、漁協に対し漁業振興上、必要な支援をこれまで行ってきたところでありますが、今後、漁協が行う改善計画の実施状況を見極め、組織の健全化に向けた一層の努力を促すとともに必要な支援を行うてまいりたいと考えております。

■再質問

漁協の再建整備の件であります。

町が、基幹産業を守るということは、その産業を将来へ向けて育成し続けていかなければならないということです。

今まで町役場が関わらな

かった事業がない訳でありますが、漁協が一つでも単独で事業を行うことができないよう、100パーセント自己資金で事業を行い得るような体質に改善していく。そのためには、どんな方法でどのように収入を得ていくか、余剰資金、自己資金を持てるような企業体質に育て上げることが必要であります。

これは、単なる負債処理、財政上の資金援助では何も生まれません。

赤字を背負えば、町へ（役場へ）援助を求める、そのために組合員に応分の負担をしてもらう、その計画を役場へ示す、これでは今までの再建整備と何も変わらないやり方です。これは、そのときの負債処理だけで、それが終われば、また、今までと同じ経営に戻る訳です。

もつと漁協が将来の経営に夢を抱いて進んでいけるような、そんな体制、支援が必要であると思います。

いつものことですが、こういう再建処理になると赤字解消のため、必ずといって人件費の減額、職員の削減が行われ、事務の見直しにより業務の縮小、業務の兼任が図られ、漁協自体の

活動が小さくなり、凝縮される状況に進む傾向になりますが、私は、漁協の人材確保として、町が積極的に経営改善に加わり、漁協経営に長へた（けた）、精通した人材の確保、北海道や漁連、関係上部機関にお願いし、その資金については町が補填していくぐらいのことを考えないと漁協の体質改善や根本的な再建整備に繋がらないのではないかと思います。

から町がしっかりと連携してですね、立直しに支援をしていきたいと思えますし、基本的に今なんでこれが厳しいのかということでは、まず水揚げ額が低い、これをどう改善するか。いきなり魚は増える訳ではありませんし、これをどう是正するかで言ったら、6次化。全てが6次化になる訳ではありませんけども、どうやって独自で販売促進をしていくか。マイナス部分を。ここをしつかりした戦略をこれから漁協の方また、道を含めた指導機関としつかり協議をしながら改善を図っていききたいと。

●町長

漁協の関係でありますけれども基本的に漁協の指導機関というのは、いろんな系統がございますけれども、そこが基本かと。町としたら、そういう長期的な計画の中で、どうすることが漁協の経営にプラスになるのか。そこを踏まえた中でどう支援をしていくかというのが町の関わりということ、町が系統指導機関を乗り越えて出るということとは、ちよつと問題があるのかなと。だからといって関係しないということではなくて、系統、漁協、これ

基本的には人件費の削減等というのは、私はやるべきじゃないと考えておりますし、やはりここをしつかりやられる漁協の職員が希望をなくするような形にはしてはならないというふうに考えておりますので、その点を含めて、これからしつかり協議をして改善に向けて支援をしていきたいというふうに考えております。

■再々質問

単に建物や施設を整備するとか、各種水産事業を行うための資金援助ではなく、商工会の要望書にも

ありますけれども、経営改善を促すような援助が必要ではないかと思えます。組合長や役員も含め、あるいは、職員に経営改善に精通した人材を求め、また、そういう職員を養成していく仕組みをつくることに町が役割を担っていくことも必要だと思えますが、町長のお考えをお聞きます。

●町長

漁協の経営の関係についてはですね、人が、そういう人を入れたからすぐに解決するということではなくて、しつかりその計画を立てる中でそういう専門の人も当然いますので、そこに人件費を充てる、今、漁協の方も余裕もございませんで、果たしてそこを町

越前谷由樹 議員

財政 町予算の肥大化について



■質問

昨年9月7日から核のごみ受入れに関する住民説明会が各地区で行われました。その中で、町長は寿都の将来について、人口減少とまちづくりを進めるため

が人件費見合いを出すことが妥当なのか、そこら辺も含めてですね、近々に漁協の改善計画について、しつかりと道、指導機関とも協議をしながら改善計画がスムーズに進むように取り組んでまいりたいと考えております。



の町財政の逼迫を訴えていました。今年のまちの一般会計予算は、55億円、前年比6.3パーセントの増、昨年（令和2年度）の現行予算は、66億円です。そして、一昨年の決算（令和元年度）は、53億円となってい

ます。とめどなく近年の予算、財政が肥大化している現状にあります。国視点の標準財政規模は、約21億円、プラスふるさと応援寄附金約10億と考えます。また、風力発電収入約4億と考えます。その他収入約1億を追加したとしても、総額約35億円、比較するといかに予算、財政が膨らみ過ぎているか。

歳出では、公共建設事業特に箱もの事業の増、各種団体への補助費等、町関連の商業施設への援助、これらに伴う借金（公債費）の増、今まさに身の丈に合った予算の在り方を考え、示していかなければならないと思います。

町の将来の財政構造を真剣に考えていただきたいと思っています。

足りない財源は、核のごみ受入れの交付金に頼るということですか。

●町長

町予算の肥大化の質問につきましてですが、本町の予算につきましては、これまで事業の必要度、優先度などを考慮し、更に有利な補助金や交付金などを活用した上で編成してきております。

標準財政規模を基準に考えると、予算規模が肥大しているという御指摘がありましたが、標準財政規模は、地方自治体の標準的狀態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を表すものであり、通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となるものです。

予算は、一般財源のほか、国庫補助金などの特定財源も加わってくるものであり、令和3年度の予算につきましては、前年対比6.3パーセントの増となっておりませんが、電源立地地域対策交付金10億円のうち5億7千万円を基金への積立金として予算計上しているため、前年度より増の要因となっておりま。

また、近年では、ふるさと応援寄附金事業費として10億円を予算計上しているため、他町村と比べると予算規模が大きく感じられると思います。ふるさと応援寄附金及び電源立地地域対策交付金の積立金を除いた予算規模では、40億円程度となり、近隣の町村と同程度の予算規模であると考えます。

予算に計上されている事業につきましては、執行方

針でも述べましたとおり、産業振興、住民サービス、まちづくり振興など、どれも必要不可欠な事業であり、こうした事業を実施するため、従前から有利な補助金や交付金、交付税措置される起債などを活用するとともに、風力発電事業収入やふるさと応援寄附金などの財源の確保に努めてまいりました。

普通建設事業につきましては、保育園や体育館の建設などもそうでありますが、後年度に実施するよりも有利となる好機を捉え、議会と協議の上、前倒しで実施してきた経緯もございます。

身の丈に合った予算の在り方を示すべきとの御指摘がありますが、今現在では、風力発電事業収入やふるさと応援寄附金、各基金等からの繰入れなどにより、予算の確保は可能であります。

しかし、今後は、新型コロナウイルス感染症の影響がいつまで続くかわからない状況の中、税収や地方交付税などの減、更に風力発電事業の関係では、FIT法による買取期間が約5年後以降順次終了、ふるさと納税制度につきましては、

今後どのような動きを見せるか注視しなければなりません。

そのような状況を踏まえ、既存の事業及び今後実施する事業についての効果や必要性、町民生活に及ぼす影響等を総合的に勘案した上で見直しを図りつつ、効率的な財政運営を進める必要があります。

今回交付される電源立地地域対策交付金は、福祉や教育・産業振興など様々な事業に充当することができることから、この交付金を有効活用するのは勿論のこと、新たな財源確保を含め、将来的に安定した財政運営が図れるよう努めていく所存であります。

■再質問

先日、第8次総合振興計画の実施計画を我々議員へ説明し、示されましたが、その事業規模の大きさ、うち起債と一般財源の町の負担額には本当に驚きました。10年計画で規模は約300億。町の負担額、起債と合わせて、175億。今後、精査されるというものの規模・今後の町負担は大丈夫なのか。

今年は、核のごみの交付金、様々の予算編成であり

ます。

なぜ、風力発電の益金、ふるさと応援金という他の町村にはない収入源を基にして、有効活用を図ることができないのでしょうか。これらの財源は、他町村にはない、うらやましい限りの財源であり、はつきり言って財源不足なら財政の縮小を図るべきだと思います。

今年は、我慢なしの交付金を当てにした予算になっております。もしかしたら、これから大盤振舞の予算になるかもしれません。本年度は、ふるさと応援寄附金を当てにしくてもやっつけけるような予算になっております。

果たして自治体の予算は、こういう編成でよいのでしょうか。私は、交付金を当てにした予算は、使うべきではないと思います。各自自治体は、毎年、四苦八苦しながら予算づくりをしております。なぜ、町民の不安を助長するような、将来原発から出る核のごみを持ち込まざるを得ない事態になるかもしれない危険な意味を含んだ交付金を求めるのでしょうか。

私は、片岡町長の考えが分かりません。未来の寿都

をどう考えているのか。我慢するところは我慢し、予算で財源不足なら事業予算の年度調整を図るなど、過度な借金、起債、負担は極力抑制しながら、町民に負担のしわ寄せがいかないように考えていく予算づくり、これに取り組むのが、自治体の本来の仕事ではないでしょうか。

町村合併当時の大変だった事務事業の見直しを思い出していただきたいと思えます。人件費の減として、例えば議員の報酬減、町長はじめ特別職の報酬減、そして、職員の給与の減。苦しくとも皆で乗り越えてきたのではないのでしょうか。

なぜ事務事業の見直し等を断行し、財政改革をしていくという気持ちにならないのでしょうか。暗に国のおいしい飴玉である交付金に永遠に頼ってしまうつもりでしょうか。

その後の予算は各種団体からの要望に応じて膨らんでいく訳であり、際限がありません。役場の財政力だけが、積立てを増やし肥えればよいのでしょうか。そのために町民の不安は、一年一年増していきます。いつ、放射能を含んだ大量の核のごみが、この寿都に

やってくるのかと。交付金の前に財政改革を考えるべきではないですか。

●町長

財政の状況についてでありますけれども、先ほども説明しましたが、とりたててうちが特別肥大化している訳ではございません。ただ、最近、後志版を見るとですね、プールがもうできなくなつたとか、あるまちは温泉も閉めなかつたらならないとか、財政状況が厳しくなつてくると、そういう町民に直結するそういう施設も閉鎖しないとならないとの記事もばちばち出

■越前谷議員

町予算の肥大化でありますが、考え方の基本が違つておりますので、これ以上質問は控えます。

行政

幸坂 順子 議員 核ごみの問題



■質問

まず、2月に広報に折り込まれた「町民の皆様へ」より、「文献調査は、最終処分施設建設に直結するものではありません。これから設置する対話の場などで、みんなで勉強していく段階だ」とあります。

そこで質問いたします。まず、1点目、核ごみ最

定しなければならぬ「精密調査地区の中から最終処分施設建設地を選定しなければならない」と意見を尊重するより、はるかに重い規定となっております。

2月6日、道新報道でも「選定からの離脱を法令で定めなことを閣議決定した」とありました。このことについて伺います。

次に2点目、対話の場についてですが、当初参加者を公募するといつておりましたが、公募されなかったのはなぜ、どういう理由によるものでしょうか。

また、対話の場に多くの町民が関心を持つております。公開にするべきではないかと思つておりますが、そのことについてはどう思われていますか。

次3点目です。寿都町と神恵内で文献調査が始まつたことで、原発再稼働への動きが始まつております。町長は、この動きをどのように受け止めていられるのでしょうか。

4点目、ガラス固化体を作る核燃料サイクルは破たんしております。

「もんじゅ」は1兆円を継ぎ込んだにもかかわらず、まともに稼働しないまま廃炉となつてしまいまし

た。

青森県六ヶ所村の再処理工場はトラブル続きで、20年間に25回も工事が延期されております。稼働できたとしてもなんと16兆円以上のお金がかかるといわれております。今、コロナで財政が大変になつているときにこれは税金の無駄遣いではないでしょうか。町がしている訳ではない、国の問題ですけれども、それに対して町長のお考えはいかがでしょうか。

5点目、TRUという最終処分施設に入らざるは2種類あるんですよ。高レベル放射性廃棄物とTRU、つまり低レベル放射性廃棄物です。これは、10年後に漏れ出す危険があるといわれております。でも、説明会ではきちんと説明はされております。その問題について町長は、どのように思つておられますか。

●町長

1点目の特定放射性廃棄物処分事業の選定プロセスから本当に離脱できるのかという御質問でございますが、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第4条第5項には、経済産業大臣は概要調査地区等の所在地

を定めようとするときは当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならないとされ、法律の解釈として「概要調査地区等」とは、同法第3条第2項第2号により「概要調査地区、精密調査地区、最終処分施設建設地」を指しております。このことから、知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重しなければならないの規定は、概要調査地区のみを示しているものではなく、精密調査地区及び最終処分施設建設地の選定まで適用されるものであり、経済産業大臣からも文書にて、当該都道府県知事又は市町村長の意見に反して、概要調査地区等の選定を行うことはないとされておられ、国の考え方はこれまでと変わっておりません。

2点目の対話の場についてでございますが、今後、開催される対話の場は、事業の賛否を決めるなど合意形成を目的としたものではなく、参加者が主体性を持つて運営により、この場を起点として、処分事業に関する対話活動や文献調査の進捗に関する説明、参加者

による地域の将来ビジョンについての議論、専門家を招きよしの勉強会などが行われる予定です。

当初から対話の場については、20名程度での自由闊達な意見交換を予定しております、参加者については一部公募により選出することも想定しておりますが、総体的にバランスを考慮し、町として直接、御依頼し、決めさせていただいたところであります。

なお、対話の場を公開にすべきとの御質問に關しては、対話の場において話した内容、しっかりと町民の皆様へお伝えすることは重要と考えておりますので、その方法について、今後検討してまいります。

3点目につきましては、原子力発電所は何よりも安全性の確保が最優先であり、発電所の安全対策については、原子力規制委員会での規制基準を満たすことはもとより、事業者の責務として、施設の安全向上に資する取り組みを行っていくべきものと考えております。

まずは、原子力規制委員会の審査に基づく原子力発電所再稼働の適否や耐用年数を経過した発電所の廃炉の方向性、更に福島第一原

発事故の惨状や教訓を今後の原子力施策に生かすことができるよう、国、都道府県、関係機関、関係自治体等が連携して、安全対策の充実強化を図っていくことが緊要と考えております。

4 点目の核燃料サイクルの關係につきましては、過去にガラス固化施設のトラブルなどにより、その竣工が延期され、その後、技術的課題を克服したものと承知しております。引き続き、原子力規制委員会指導の下、安全確保に万全を期するとともに、六ヶ所再処理工場の竣工に向けてしっかりと取り組んでいただきたいと考えております。

5 点目のTRU（低レベル放射性廃棄物）についてでございますが、これまで本町で開催された勉強会、説明会などで議論されましたのは、高レベル放射性廃棄物最終処分事業についてであり、低レベル放射性廃棄物の内容などにつきまして、今後開催される対話の場などで協議されるテーマの一つとして取り上げていただきたいと思います。

■再質問

最終処分法では、文献調査は概要調査の枠の中に位置付けられています。文献調査として独立しているというふうではありませんね。概要調査地区を選定する前にあらかじめ行わなければならないというふうにされております。応募のプロセスが法律で規定されてはおらず、それぞれの首長の判断で応募あるいは国からの申入れで受諾する手続きとなっております。

町民の方から、どうして町長が勝手に応募できるのと怒りの声を受けますが、国が文献調査の敷居を低くし応募しやすい手続きにしていますので、そこが私は大変問題だと思っております。一旦文献調査に応募すると、後は処分法にある、〇〇地区を選定しなければならぬという義務規定に乗って進められますので、途中でやめられない構造になっています。

町長は、今定例会に精密調査前に住民投票を行う条例案を提案しました。また、以前、地層処分施設建設は、そのときの若い人たちに判断を委ねるともいわれました。核のごみを持つてくるということではない、途中でやめることができる、繰り返し発言しておられますが、本当のところは核ごみ

最終処分施設を企業誘致と考えておられるのではありませんか。

次に対話の場ですけれども、公開、やはりあの話合いの場を傍聴したいという方が多いんですね。そういう後で報告するとかつて、そういうのじゃなくてやはり傍聴したいという、そういう声に添えていく、それがやっぱり開かれた、その今の核の問題の町民の不安に添えていく一つの方法ではないかと私は思っていますので、公開になるように是非取り計らっていただきたいと思います。

それから、再稼働の問題ですけれども再稼働が、町長が一石を投じたといっておりますけれども、寿都町と神恵内村で文献調査を受けた後、再稼働の動きが始まっているということですね。これはやっぱり町長の一石というのは日本の原発の再稼働を進める重大な転換点になってきたのではないかと思います。大変責任のあることでないかと私は思っております。

今、カーボンニュートラルとかいろいろいわれていますが、原発は発電の瞬間だけがCO2を出さないんですけれども、それ

以上の問題がたくさん積みまされていきます。再稼働が進むということには大変懸念を持っております。町長はそのことに関する責任を感じておられるでしょうか。再質問します。

次に核燃料サイクルについてですけれども技術的に克服されていると町長はおっしゃいますけれども、まだそれはちょっと疑問ですね。あの去年議会でNUMOと経産省の方が来て話をしてくれたときにも、私はそのことを質問しました。経産省の那須課長でしたかね、は、もうできますって言いきっておりますけれど、どうなんでしょうかね。ちよつとできないと私は思っておりますね。破綻した核燃料サイクルに税金が膨大につき込まれている訳ですけれども、この税金をもつと今のコロナの対策とかね。コロナの影響が出ているのは寿都町だけではないんですかね。だから是非ね、全国のそういう自治体、本当に大変になっている自治体にそういう不要不急の事業を進めるのではなくて、そういうところに係るお金を皆の暮らしのために回していくということが必要だと私は思っております。

す。

町長は、地方交付税が寿都は少ないんだと盛んに言っておりますけれど、そういう本当に交付税が少なく大変な自治体がたくさんあります。そういうところに是非回せという、核のごみに一石を投じるんではなくて、そういうところで町長は大いに声を上げていただければというふうに私は思っております。

それから、TRUですけれども、ドラム缶にコンクリートなどと共に詰められて鉄製の容器に入れられたごみということで半減期が1千570万年と極めて長く、しかも水に溶けやすいヨウ素129が多量に含まれていま

す。ですから、活断層や地下水が多い日本では、海外よりも漏れる危険性が大変高いということで、高レベル放射性の方は、もういろいろ対策をして埋めるんですけれどもTRUの場合はドラム缶に詰めていかれるつてそういうふう扱いを受けるようですね。10年後には水の流れによつては漏れ出すということで本当に寿都町に対する影響も大変なものだと思っておりますので、高レベル放射性廃棄物と同じくらい大変なものだと思えます。

●町長

文献調査と概要調査は関連があつてという最初のお話ですけれども何度もお話しておりますけれども、決して私は最終的に企業誘致まで考えているようなことは考えておりません。

現実、何回もお話しますけれども地層を知りたい、というのが一つの目的でありまして、ここについてはいきなりその企業誘致までの飛躍した考え方はございませんので、御安心願いたいと思います。

対話の傍聴の關係については、これも何度も答弁させていたしておりますけれども、ここで賛否を決める場所ではなくて、いろいろな話をしていく中で、いきなり傍聴という話になると、そこで中々話がしにくいんじゃないかなと。ある程度慣れた中で、そういう傍聴も入れた方がいいんじゃないかという議論については、その20人の皆様方とこれからどういう話になるか分かりませんけれども、いきなりそういう話はちよつと厳しいのかなというふうに考えております。

核燃料の關係について

は、あまりにも専門的な話でありますので、ここは避けさせていたきたいと思えます。

また、低レベル廃棄物については、私はこれは論外だと思っていて、この話は一回も寿都町で出ていませんので、この件については、私は先ほど対話の場ですという話はさせてもらいましたけれども、私は論外だというふうに考えておりまして、会話するっていうのは良いんですけども、これも含めてという話は、今まで全然一回もしておりませんし、私はこれは別物として国はどう考えているのかということは、聞

く必要はあると思いますけれども、これを一緒にこの場所でも議論しようという腹積もりはございませんので、論外ということで答弁をさせていただきます。以上です。

■幸坂議員

TRUが論外というのは、ちよつと伺ってびっくりしたんですけども。NUMOはこれも一緒に埋めるっていう、そういう計画にもうなっていますので、そこら辺はしっかりNUMOにただしていただきたいなと思います。

防疫

PCR検査について

幸坂 順子 議員



■質問
PCR検査について伺います。

コロナ感染者数が減少し、道内の集中対策期間は7日までとなつています。終わりましたね。しかし、専門家からは、リバウンドが懸念されています。コロナウイルスは無症状

者が感染を拡げる厄介な感染症です。ワクチンの接種も開始されましたが、まだまだ供給量も見通せない状態です。ワクチンと並行して、PCRの社会的検査をすることが感染を拡げない上で大変重要と考えております。

とりわけ、感染者が出るクラスターになりやすい医療機関、高齢者施設、福祉施設などで、定期的にPCR検査を行うことが必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

●町長

PCR検査についてですが、新型コロナウイルスの新規感染者数は、国内において1月8日の8千45人をピークに減少傾向となつておりますが、1月7日に出された1都3県の緊急事態宣言がこのたび再延長となり、まだまだ予断を許さない状況となっております。

コロナウイルスに感染した場合に発症や重症化を予防する効果が期待されているワクチンですが、2月15日から先行接種が開始され、国では4月26日の週には、全国の市町村に配布する予定としておりますが、現時点では入荷時期等連絡がなく、まだ優先接種の医療従事者等への接種についても未定となっている状況です。

質問のクラスター拡大防止に向け、医療機関や施設で定期的にPCR検査の実施をとのことですが、PCR検査については、検査時にウイルスが体内に存在し

ているかを調べるもので、鼻の奥の細胞をぬぐう方法と唾液を採取する方法があり、有症状者や濃厚接触者、感染の恐れがある方など医師が必要と認めた方については、全額国費で受けられ、それ以外については自費での検査となり、検査時点で陰性であっても、次の日には陽性ということもあり、頻度や検査が相当な期間に及ぶことを考えると、費用負担の増加や、時間的・労力的にも職員への負担が生じます。

それよりも、普段の感染対策としてのうがいや手洗い、消毒などを徹底し、行動していただくことが最大の感染拡大予防対策につながるかと考えております。

また、現在クラスターの発生がないのは、医療機関や施設の職員の方々が、日頃から感染対策に積極的に取り組まれ、意識をもつて行動されている成果であると感じ申し上げたいと思います。

いずれにいたしましても、引き続き、防災無線や広報を通じて、住民の皆様に、感染予防対策を呼び掛けてまいりますとともに、ワクチン接種が円滑に進むよう、医療機関と密に連携

し体制を整え対応してまいります。

■再質問

PCR検査については、今やる予定はないという回答でした。

今、全国のコロナ感染者数が下げ止まっているというんですか、なんか減り方がもうそのまま、あまりそれ以上減らないというそういうことで、大変心配をされております。これまでは飲食店の時短要請だけに焦点が当てられてきて、政府のコロナ対策はそこに集中していた訳ですね。ただ、5日の記者会見で、やっと高齢者施設での社会的検査の充実や無症状者に焦点を当てた市中の感染源発見のための検査を政府は明確に位置付けました。

札幌市でも3月から高齢者施設、障害者支援施設、療養病棟がある医療機関などで月1回のPCR検査を8月まで実施することになりました。

寿都では、感染者が、過去に寿海荘で小樽の病院から退院してきた方が発症した1件ありましたけれども、それ以外は感染者が出ておらず関係者の皆様の努力には感謝と敬意を表する

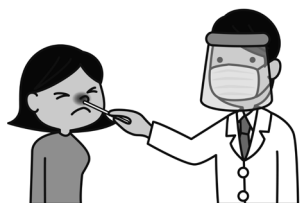
ものです。

今、入学・転勤など人の動きが活発になる季節です。ワクチンの接種が行き渡るまでの間、社会的なPCR検査が必要ではないかというふうに考えておりますので、再度、質問いたします。

(核燃料サイクルに税金が膨大につき込まれているが、コロナ対策に財源を回すべきとの幸坂議員の発言を受けての答弁も含む)

●町長

また、この費用とコロナの関係というのはまた別な話ですから、国はしっかりコロナの関係については、別予算でこのコロナ対策はしっかりやっていただきたい。これはPCR検査にも繋がることなんですけど、これは各自自治体に任せるんじゃないで国の政策として私はしっかりこの医療機関とか福祉施設に係るもの



については、国である程度面倒みていたればありがたいなというふうに思いますが、その間、先ほどもお話ししたように基本的な衛生管理、ここは徹底していきたいと考えております。

■再質問

PCR検査に関しましては、国が全額お金を出すとすることは勿論私もそう思っております。あと医療機関への補填とかそういうことは本当に今、国がやらなければならぬ一番の施策だと思っております。

今、町村には半額を出すって国はなっているんです。けども半額ってことで中々踏み切れない町村がやっぱりある訳です。そんな中で札幌は、やっぱり大きなところで、そういう施設も一杯あるということとで踏み切った訳ですけども、今、第3次の補正予算、コロナの補正予算も来ますのでね、その中でやっぱりそういう施設を守る、それから医療者を守る、それは町民を守るということにもなるんですね。診療所でコロナが出ると寿都の町民も困るという。本当にそういう予防的な意味でやっていくということが、今、必

●町長

要なのかなというふうに思っておりますけどどうでしょうか。

先ほども言ったようにですね、日々の生活様式、ここが一番問題でありまして、特に若い世代ほど症状がない。高齢者と持病の持たれている方は、発熱も含めてですね、何らかの症状が出てきますからすぐ分かるとは思いますが、若い人々には、今までも守ってきていただいたように、手洗い・うがい、そういう衛生管理をしっかり、また、密にならないような会食含めて、これはワクチンがある程度潤沢に出て来るまで、町民の皆さんには広報活動をしつかりさせていたきたいというふうに思います。以上です。

■幸坂議員

これで一般質問は終わりますけれども、今、町長が言っていました若い人ほど症状が出なくて大変という状況があります。そして、感染者数が下げ止まりという状況になっております。それを是非解消するためにということと質問いたします。

令和3年 第1回臨時会

令和3年第1回臨時会は2月9日に招集され、会期を1日と定め、単行議案1件を審議し、同日閉会しました。

《単行議案》

◆移住促進センター整備工事請負契約………原案可決
(賛成6：反対2)

令和3年2月5日仮契約に付した、移住促進センター整備工事請負契約を締結するために議決したものです。

・契約の方法

指名競争入札

・契約の金額

1億1千484万円

・契約の相手方

佐竹・青木・川島

経常建設共同企業体

代表者

岩内郡岩内町字清住

7番地7

佐竹建設株式会社

代表取締役社長

佐竹 英敏

議 会 日 誌

令和3年1月23日以降

2月

- 9日 令和3年第1回臨時会・全員協議会
南部後志環境衛生組合議会 臨時会 (黒松内町 友山議員)
- 18日 例月出納検査 (木村親志監査委員)
- 19日 国保運営協議会 (小西議長)
- 25日 議会運営委員会 (沢村委員長、木村眞男副委員長、友山委員、越前谷委員、石澤委員、小西議長)
南部後志衛生施設組合議会 第1回定例会 (小西議長、川地議員)
南部後志環境衛生組合議会 第1回定例会 (黒松内町 友山議員)

3月

- 2日 令和3年第1回定例会(1日目)・全員協議会
- 3日、4日 特定放射性廃棄物最終処分事業調査特別委員会
- 8日 令和3年第1回定例会(2日目)
- 9日、10日 令和3年度予算特別委員会
- 12日 令和3年第1回定例会(3日目)
- 23日 例月出納検査 (木村親志監査委員)
岩内・寿都地方消防組合議会 定例会 (岩内町 石澤副議長)
- 26日 後志教育研修センター組合議会 (倶知安町 沢村議員)

4月

- 14日 対話の場
- 15日 寿都神社祈年祭 (小西議長)
- 22日 例月出納検査 (木村親志監査委員)